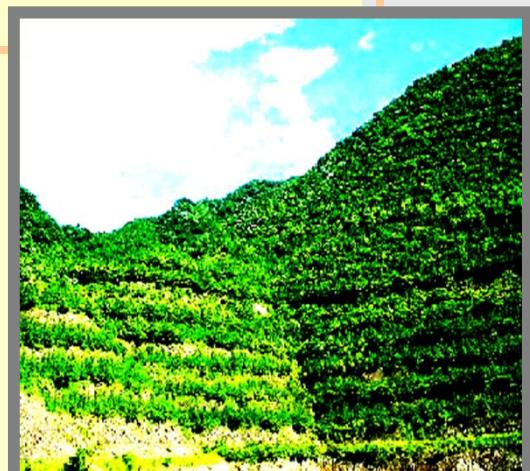
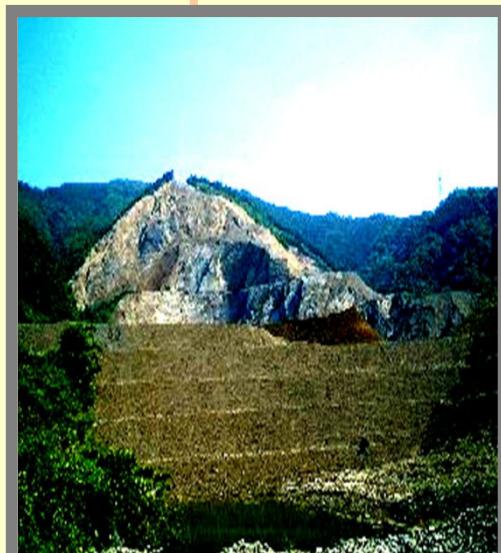
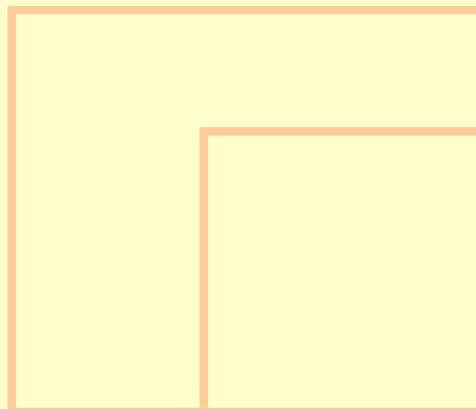


岩石採取計画認可申請の手引

～採石業の適正な実施の確保を目指して～



広島県

目次

1 採取計画認可申請の概要

P1

- (1)認可申請の意義
- (2)用語解説
- (3)手続フロー・手続一覧

2 認可申請

P6

- (1)認可申請書記載事項
- (2)採取計画
- (3)認可申請書添付書類
- (4)採取跡の整備に係る費用の積立計画
- (5)跡地整備保証契約
- (6)認可の基準
- (7)認可期間
- (8)認可申請に係る代表的な他法令一覧

3 採取計画等の変更

P20

- (1)変更の認可申請
- (2)採取計画の軽微な変更
- (3)氏名等の変更
- (4)採取跡の整備に係る費用の積立計画の変更
- (5)跡地整備保証人の変更

4 その他

P23

- (1)休止・廃止届
- (2)災害防止・緊急措置命令
- (3)採石業者の義務

5 提出先等

P28

- (1)申請手数料・提出部数
- (2)提出先

6 認可申請Q&A

P30

- (1)認可申請
- (2)認可申請書添付書類
- (3)認可期間
- (4)採取計画の変更
- (5)その他

7 申請書記載例

P34

- (1)採取計画認可申請書記載例
- (2)岩石採取場監督計画書記載例
- (3)誓約書記載例
- (4)採取跡の整備に係る費用の積立計画書記載例
- (5)跡地整備保証契約書記載例

8 関係法令抜粋

P48

- (1)採石法
- (2)採石法施行規則
- (3)採石法施行細則
- (4)採石業の適正な実施の確保に関する条例
- (5)採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則
- (6)岩石採取計画の認可期間を定める要領
- (7)広島県岩石採取場定期点検実施要領

9 認可申請様式集

P68

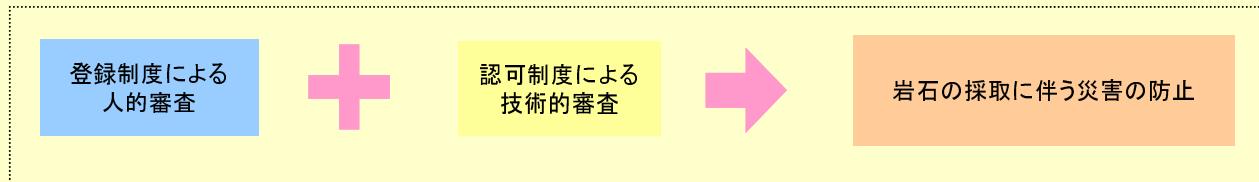
1 採取計画認可申請の概要

(1) 認可申請の意義

● 採石法とは

採石法は、土木建築用資材及び工業用資材、その他多様な用途を有する岩石を有効に開発するため、採石業に関する権利制度や災害防止制度など、採石業全般にわたる内容を定めた基本法です。

災害防止制度としては、採石業者の登録制度と、岩石採取計画の認可制度が採用されており、業者の資質向上を図るための人的審査、岩石の採取に関する技術的審査を経て、はじめて採石業を行うことができるという特徴的な制度となっています。



● 岩石採取計画の認可制度とは

ここでは、主として岩石採取計画の認可制度について説明することとします。（登録制度については、「採石業者登録申請の手引」参照）

採石業者が岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、当該採取場の区域を管轄する都道府県知事（注）の認可を受けなければなりません。これは、採石業を行おうとする者の、災害防止に関する技術、施設等物的方面について、事業着手前において規制を行うために定められた規定です。

（注）広島県内では、県から市町に採取計画の認可等に係る権限移譲が進められています。

権限が移譲された市町で岩石の採取を行おうとするときは、市町長の認可を受けることになります。

● 認可基準

岩石採取計画認可申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるときは、認可を受けることができません。（認可の基準 法第33条の4）

また広島県では、「採石業の適正な実施の確保に関する条例」を制定しており、条例に規定している基準を満たしていないものは認可を受けることができません。

● 監督処分

岩石採取計画の認可を受けた採石業者には「採取計画」の遵守義務を課し、これに抵触するときは、認可の取消し又は事業停止の処分を行うこと、また、緊急事態が発生した場合の緊急措置命令等「採取計画」の認可に関する監督規定が定められています。（遵守義務 法第33条の8 等）

(2)用語解説

採石業者

法第32条の登録を受けた者。

採取跡

岩石の採取を行ったことにより形質が変更された土地をいい、直接岩石を採取する区域(掘削区域)の土地に限らず、採取行為に付随して形質が変更された進入路、プラント施設等の土地を含む。岩石の採取を行っているか否かは問わない。

岩 石

採石法の対象となる岩石とは、花こう岩、せん緑岩
はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩
粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘
板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナ
イト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、ひる石の24
品目のこという。(採石法第2条に規定)

なお、岩状でなくとも、花こう岩が風化分解して砂状・
粘土状で賦存している場合(いわゆる真砂土や赤土)
なども本法の対象となる。

岩石の採取に伴う災害

岩石の採取に伴う行為が直接原因となって生じた
公共の福祉に係る被害(岩石の採取に付隨して行う
破碎した岩石の洗浄に伴う汚濁水による被害を含
む。)

認 可

採石法における認可とは、行政法上一般的な禁止
(不作為義務)を特定の場合に解除し、適法に一定の
行為をなすことを得しめる行政行為である「許可」にあ
たる。一般的な禁止とは反復継続して岩石を採取する
行為を禁止することであり、特定の場合とは、法第33
条の4に該当する認可の基準に合致する場合である。

採石業者団体

採石業の適正な実施を確保するための要件を備え
ている法人であって、採石業の適正な実施の確保に
関する条例第16条各号に掲げる事業を適正かつ確
実に実施することができるものとして広島県知事が
承認した団体。

岩石採取場の区域

岩石採取の期間内において岩石の採取を計画して
いる全区域(岩石の採取に付隨して行う岩石の破碎及
び破碎した岩石の洗浄を行う区域を含む。)のことあり
り、保全区域、掘削区域、緑化済区域およびプラントそ
の他の区域から構成される。

保全区域…採掘箇所が他人の土地に隣接する場合
に、隣地の崩壊を防止するため隣地との境
界から一定の幅の表土を除去しない区域。

掘削区域…岩石や土砂を掘り起こす区域。

緑化済区域…岩石の採取を終了し、植栽や種子吹付
けによって緑化措置を完了した区域。

プラントその他の区域…岩石採取場の区域内で、他の
3つの区域に含まれない区域。

認可の基準

法第33条の認可申請に対して、都道府県知事が
認可すべきかどうかを判断する基準。

認可期間

継続的に岩石の採取を禁止することを解除する期間であり、この期間を過ぎると、新たに認可を受けなければ岩石の採取はできない。

認可条件

認可を受ける際に都道府県が付するもので、この認可条件に違反した場合は、認可の取消し又は6ヶ月以内の岩石の採取の停止を命ぜられことがある。

協調採掘

岩石採取場の区域が隣接する2以上の採石業者が採取跡の整備を行うことを目的として、協力して岩石の採取を行うこと。

遵守義務

法第33条の8に記載。採取計画の認可を受けた採石業者がその採取計画にしたがって岩石の採取を行わなければならない旨を規定している。

一体整備

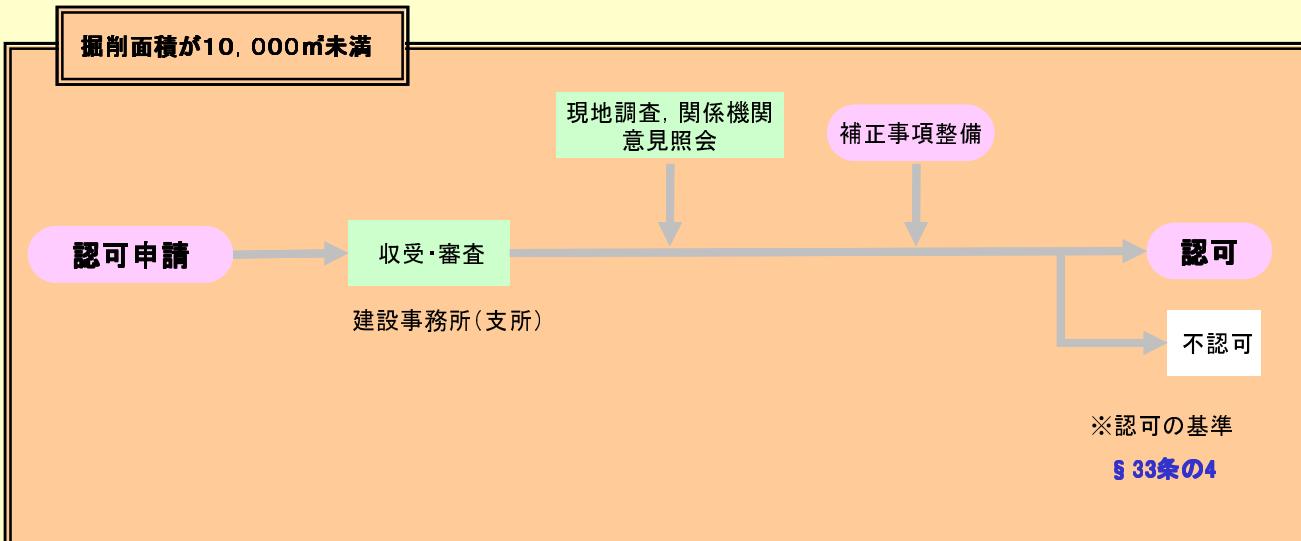
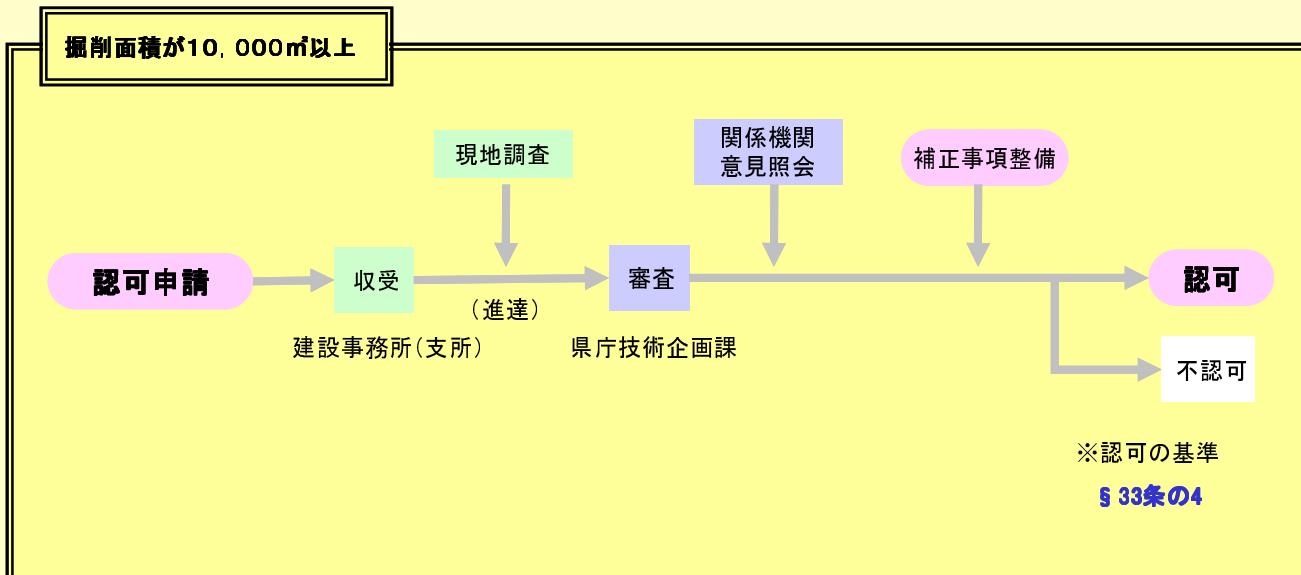
過去に他の採石業者が行った岩石採取に係る採取跡の整備を行うことを目的とし、自らが岩石の採取を行う岩石採取場の区域に編入して一体的に整備すること。

緊急措置命令

法第33条の13に記載。都道府県知事は岩石の採取に伴う災害の発生が急迫していると認めるときは、採石業者に対し、その防止のためにとるべき具体的な措置命令又は岩石の採取の停止命令を発動することができる旨等を規定している。

(3)手続フロー・手続一覧

掘削面積が10,000m²以上 の場合は、広島県知事(県庁土木建築局技術企画課)の認可権限、掘削面積が10,000m²未満の場合は、建設事務所(支所)の認可権限となります。



※注: 広島県が岩石採取計画認可申請書を收受してから認可するまで90日程度(補正期間を除く。)かかります。
また、他法令の許可等に期間を要する場合は90日以上かかることがありますので注意してください。

手続一覧

岩石を採取しようとする時(P6参照)

岩石採取計画認可申請書(P69参照)

認可期間の加算を受けたいとき(P17参照)

採取計画認可申請に係る事前協議書
(P80参照)

採取計画を変更しようとするとき(P20参照)

採取計画の変更認可申請書(P83参照)

採取計画の軽微な変更をしようとするとき(P20参照)

採取計画変更届(P84参照)

認可申請書へ記載の氏名等に変更があったとき(P21参照)

氏名等変更届書(P85参照)

積立計画を変更しようとするとき(P22参照)

積立計画変更承認申請書(P86参照)

新たな保証人をたてたとき(P22参照)

保証人変更届出書(P87参照)

岩石採取を休止しようとする時又は廃止したとき(P23参照)

岩石採取休止・廃止届書(P88参照)

積立報告をしようとするとき(P26参照)

採取跡の整備に係る費用の積立報告書
(P89参照)

岩石採取に着手したとき(P27参照)

岩石採取着手報告書(P90参照)

岩石採取に伴う災害が発生したとき(P27参照)

岩石災害報告書(P91参照)

進捗状況に関する点検結果の報告をしようとするとき(P27参照)

採取計画の進捗状況に関する
点検結果報告書(P92参照)

自主点検結果の報告をしようとするとき(P27参照)

岩石採取場の災害防止措置に関する
点検結果報告書(P95参照)

2 認可申請

(1)認可申請書記載事項

岩石採取計画認可申請書には、次の内容を記載し、添付書類(P9参照)を添えて提出してください。

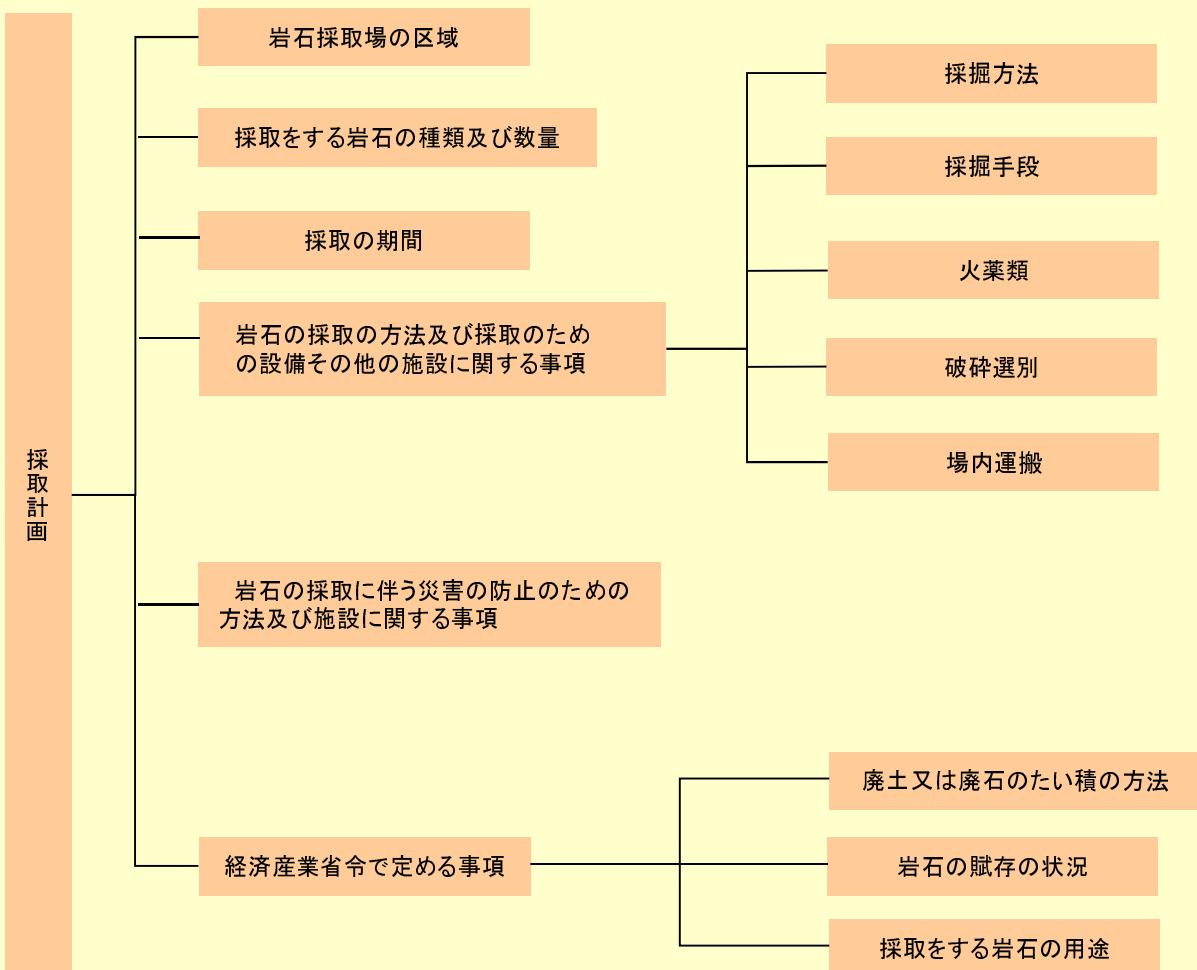
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

採石業者登録の年月日及び登録番号

採取計画

(2)採取計画

岩石採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、採取場の区域を管轄する都道府県知事の認可を受けなければなりません。
次ページ以降の採取計画注意事項及び記載例(P35)を参照のうえ岩石採取計画認可申請書(P69)へ記載してください。



採取計画注意事項

項目	注意事項	
岩石採取場の区域	地番	・土地登記簿上の地名、地番を記載し、区域が2筆以上にわたる場合は原則として代表地番のみ記載し、筆数に応じて「外〇筆」と記載。
	面積	・面積は、区域の総面積とし、併せて保全区域、緑化済区域、掘削区域、プラントその他の区域に区分して面積を整数で記載。
採取をする岩石の種類及び数量	種類	・法第2条に規定する岩石を記載。(P2参照) ・表土(廃土石)については記載しないこと。
	数量	・採取する岩石ごとに掘削総量、採取総量、年間採取量、月間最大採取量(ピーク時の採取量)を整数で記載。
採取の期間	・今回の申請に係る採取の期間を記載。(P17参照) (土地使用についての契約、同意、認可等の期間との整合がとれていること。)	
採取方法	・採掘法を記載。(例 階段採掘法) ・採掘途上に係る状況を記載。(表土の厚さ、表土除去の方法、使用機械、階段高、階段幅、掘削面の傾斜等詳細に記載すること。)	
採掘手段	・手掘り、機械掘りのいずれかを記載。 ・使用する機械類の名称、能力、台数を記載。(書ききれない場合は別紙採掘機械類一覧表を添付する。)	
火薬類	使用	・火薬の使用の有無を記載。 ・使用する場合は、種類、年間使用の予定量を記載。
	発破規格	・削孔径、削孔長、孔間隔、装薬量、1回の最大消費量を記載。
	小割発破	・小割発破を行うか否かを記載。 ・小割発破を行う場合はその手法、発破規格を記載。 ・機械により発破を行う場合は、ブレーカー等の機械名、能力、台数を記載。
破碎選別	使用	・手選、機械選別のいずれかを記載。 ・使用する機械の名称、能力、台数を記載。(書ききれない場合は別紙破碎・選別機械一覧表を添付する。)
	水洗	・水洗する場合は、シックナー、脱水機等の能力等を記載。 ・取水源ごとの取水量、使用水量(1日あたりの平均使用水量)、用水の循環使用、排水の別を記載。
場内運搬	・原石、廃土等(廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土)、製品の運搬(オープンシートを含む。)及び積込みに使用する機械の名称、能力、台数等を記載。(書ききれない場合は別紙運搬機械一覧表を添付する。) ・場内の運搬方法について記載。(オープンシートについても記載すること。)	
廃土又は廃石のたい積の方法	・廃土、廃石だけでなく、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土も含めて記載。 ・廃土等(表土含む。)発生量、たい積場所、たい積場の容積、たい積方法、たい積高及び法面勾配について記載。(締め固め方法についても、具体的に記載すること。) ・たい積場の設置に伴う工事記録簿の作成及び維持管理について記載。	

項目	注意事項	
岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	周辺の土地の利用状況及び公共施設等の状況	・採取場およびその周辺300m程度の範囲内における土地の利用状況、道路、河川、その他の公共施設、家屋その他の建物の位置、農業用施設の状況について記載。
	土地の崩壊などの防止措置	・保全区域、表土除去、採掘箇所の点検方法、その他土地の崩壊等の災害の防止に関する事項を記載。
	騒音・振動の防止措置	・主な騒音・振動の発生源とその抑制措置について記載。 ・騒音・振動の規制基準を記載。(騒音・振動指定地域の場合)
	粉じんの防止措置	・粉じん発生源となる作業とこれに対する粉じん飛散防止措置について記載。 ・オープンシートを行う場合は、それに対する粉じん対策を記載。
	飛石の防止措置	・掘削方向、発破孔の削孔方向、適正装薬量による飛石防止方法について記載。 ・危険区域の設定、見張り人の配置、発破時刻の定刻化、発破警報等の措置について記載。 ・危険区域内に公共土木施設又は建物があるときは、飛石防止網を設置する旨を記載。 ・小割発破をする場合は、その飛石防止措置を記載。
	廃土等(廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土)の流出防止措置	・たい積場の立地条件、地盤の整備、土留施設、排水施設、廃土等搬出計画等、技術基準に従った計画を記載。 ・仮設置場についても記載。 ・脱水ケーキを廃棄物処分場で処理する場合には、処分場の名称等を記載。
	汚濁水等の流出防止措置	・洗浄などによる汚濁水、雨水の排水方法、汚濁防止対策について記載。
	原石、製品及び廃土等の運搬に伴う措置	・岩石の搬出方法及び経路、搬出に伴う災害の防止について記載。 ・県道、市道等の汚濁、汚損防止について記載。
	採取期間終了時の措置	・原則として、今回の採取期間終了時に跡地整備を行う場合の緑化(植栽後の管理も含む。)及び災害防止措置計画を記載。 ・掘削面について、小段の高さ、幅、勾配及び具体的な緑化方法を記載。 ・廃土等たい積場の緑化計画、維持管理等について記載。 ・その他終了後の災害防止措置(立入禁止柵、整形方法)について記載。
岩石の賦存の状況	・採取場及びその周辺の地質、主な岩石の走向、傾斜を記載。 ・掘削区域内における採取しようとする種類の岩石の残量を、概算で記載。	
採取をする岩石の用途	・採取しようとする岩石ごとに年間生産量を記載し、製品の仕向地を併せて記載。	

(3)認可申請書添付書類

岩石採取認可申請書の添付書類は次のとおりです。

添付資料	注 意 事 項
岩石採取場監督計画	<ul style="list-style-type: none"> ・記載例P40参照。 ・法第32条により登録されている名称および所在地(電話番号)を記載する。 ・法第32条により登録されている業務管理者のうち、申請に係る採取場についての責任を有する業務管理者の住所、氏名、生年月日、合格(認定)年月日、合格番号を記載する。 ・業務管理者が監督作業を行う時間、採取従事者に対して行う教育、監督、説明等について具体的に記載する。 ・災害防止施設の管理、災害発生予防に対する措置、災害発生又はそのおそれがある場合の業務管理者としての対策及びその処理方法について記載する。
採石業者の登録を受けていることを示す書面	<ul style="list-style-type: none"> ・採石業者登録通知書の写しを添付する。
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載例P41参照。
使用土地目録	<ul style="list-style-type: none"> ・採取場全区域（保全区域、掘削区域、プラント敷地、たい積場、沈砂池その他の主要な付属施設の敷地を含む全区域）に係る各地番を大字、字ごとにまとめ、地番の若い順に整理番号を付して土地の登記事項証明書、岩石の採取に関する契約書等の内容を記載する。
土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・使用土地目録に従って、番号順に証明書を綴る。 ・証明書は、原則として法務局が発行した日から3ヶ月以内のものとする。
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・採取場に係る土地の公図の写し（法務局等で求める）を添付する。 ・採取場の境界線（赤色実線）を表示する。
現況地番図	<ul style="list-style-type: none"> ・公図、土地所有者との境界確認をもとに作成する。 ・採取場の境界線（赤色実線）を表示する。 ・隣接する土地も含めて1筆ごとの地番、地目、面積、所有者名等を記入する。
岩石採取の権原を有することを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・岩石採取場の土地に権利を有する者との岩石採取に関する契約（同意）書の写し又は契約の締結（同意を得る見込み）が十分であることを申立てた書面を添付する。（土地所在地、契約者、契約日、契約期間の入ったもの） ・1筆の土地の所有者が複数の場合は、全員が契約名義人となるか又は、契約名義人への委任状の写しを添付する。 ・採取場の土地に地上権等の用益物権もしくは抵当権等の担保物権（但し根抵当権を除く）を有する者がいる場合は、その権利者の承諾書を添付する。 ・契約者と土地所有者が違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書類（相続関係説明図、戸籍謄本等）を添付する。 ・国（公）有地の場合は、所有官庁の岩石採取についての証明書（貸付、払い下げ等）を添付する。 ・岩石採取に伴い、採取場外の土地を製品置場、搬出路（私道）等に使用する場合は、その土地についての使用同意書等を添付する。
他の行政庁の許認可等を示す書面	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した許可証又は証明書等の写し（処分の内容、例えば採取の数量、採取の期間をも明らかにする書面）を添付する。 ・「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写し（収受印のあるもの）とする。

添付資料	注 意 事 項
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・地形図(国土地理院発行のもので縮尺1/50,000のものが望ましい。)を添付する。 ・縮尺及び方位を記載する。 ・採取場の位置(朱書)を示す。
岩石採取場及びその周辺状況図	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の状況がわかる縮尺1/3,000～1/5,000の図面とし、縮尺及び方位を記載する。 ・採取場の境界線(黄緑色)を表示する。 ・採取場内の切羽の位置、廃土等たい積場、災害防止施設、プラント、沈砂池、火薬庫等の位置を表示する。 ・採取場及びその周辺300m(採取場の外縁から)の範囲内に存在する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置、農業用施設等を記載し、その名称を記載する。
丈量図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は1/500～1/1,000とする。(実測平面図と同一縮尺とする。) ・保全区域(緑色)、緑化済区域(青色)、掘削区域(赤色)、プラントその他の区域(黄色)に区分し、それぞれの区域の面積を三斜法又はプランニメーター等により計算し寸法線及び寸法はそのまま記載する。 ・面積計算書を図面上に作成する。
岩石賦存量計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請採取期間内の岩石採取量を「縦横断面図」で求めた数値により算出する。 ・この数値(容量、立方メートル)に原石の比重を乗じて採取量(重量、トン)を算出する。
実測平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は1/500～1/1,000とし、縮尺、方位、測量年月日及び測量者名を記載する。 ・場内運搬系統図以外の図面と兼ねることはできない。 ・図に表示する範囲は、申請に係る採取場の境界から20m以上外側までとし、近接する道路、建物、河川等についても記載する。 ・地形の状況が詳しくわかる実測したものとする。(等高線は2m間隔とする。) ・採取場の区域を明確にするために、境界確認をおこなった後に設置したプラスチック杭(容易に移動できる物に明認方法を施したもの)の位置及び番号を記載する。 ・申請期間最終時におけるベンチの位置を表示する。 ・採掘頂部までの登坂道路を記載する。(最終的に残置するものは実線、採掘の進行によって消滅するものは破線で表示する。) ・その他、区分の色分けをし、凡例を記載する。 <p>例 申請採取場区域(赤色実線)</p> <p>保全区域(緑色) 緑化済区域(青色) 表土除去区域(茶色) 申請期間内における掘削区域(赤色) 原石、製品、廃土等(廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土)のたい積位置(黄色) プラントその他の区域(無色) 沈砂池、排水路等排水施設(水色) 火薬庫位置(赤色) 掘削方向(赤色矢印) 雨水の流出方向(水色矢印) 道路、里道等(茶色) 河川、水路等(水色) 裁断線(掘削面の直角方向を横断面とし、各縦横断の測点も記載する。)(赤破線) ・その他プラント施設、災害防止施設等参考になる事項を表示する。</p>

添付資料	注 意 事 項
実測縦断面図 実測横断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・実測平面図と同一縮尺とし、縮尺及び方位、測量年月日及び測量者名を記入する。 ・図面に示す範囲は、実測平面図と同一とし、土地境界、保全区域界、階段の高さ(20m以下)、階段の幅(小段の寸法)、法勾配を記載し、年度別採取計画断面図等を色分けする。 ・岩石賦存量計算の根拠となる断面数量等を記載する。 <p>縦断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦断箇所は、原則として採取区域の中心とする。なお、複雑な地形の場合は、地形が判読できるように複数箇所とする。 ・ 左側を起点として、横断の測点、区間距離、追加距離、地盤高、計画高、切土高の項目順に記載する。 <p>横断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測点間距離は、20m間隔を原則とする。
採掘規格図	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の縮尺とする。 ・決定した採掘方法を進めていくための採掘の型すなわち単位となる採掘法を図化する。 ・標準断面に採取ブロック別の採掘順序（番号）を記入する。（各段の勾配、高さ等を記入する。）
採掘機械一覧表	申請書の「採掘手段」の欄に書ききれない場合に添付する。
発破規格図	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の縮尺とする。原則として、採掘規格図と同一の図面で作成すること。 ・通常の場合における孔長、孔径、方向および1孔当たりの装薬量（算出式を記載すること。発破規格係数の根拠についても記載すること。）についての規格を図化する。 ・火薬類の種類別に年間使用量、1か月の最大使用回数及び最大使用量について記載する。 ・小割発破を行う場合は、小割発破の規格図も作成する。
破碎・選別機械一覧表	申請書の「機械選別」の欄に書ききれない場合に添付する。
破碎選別系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の縮尺とする。 ・プラントのフローチャートを作成し、使用機械一覧を記載する。
運搬機械一覧表	申請書の「場内運搬」の欄に書ききれない場合に添付する。
場内運搬系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の縮尺とする。 ・切羽から原石ホッパー、製品たい積場、採取場出口までにおける処理および岩石積み下ろし手段を図によって説明する。 ・オープンシートを行う場合は、その位置を記入する。 ・実測平面図に記載することができる。
廃土等発生量計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、岩石賦存量計算書と同一の書面で作成する。 ・表土、プラント等事業に伴って発生する廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）の発生量を算出する。
廃土等たい積方法計画図 廃土等たい積方法設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・たい積場全体を示す実測した平面図、縦断面図、横断面図を作成する。 ・図面は任意の縮尺とする。 ・たい積前の地盤、既たい積地盤及び完成予定地盤（点線）を必ず記載するとともに、土留施設についても表示する。 ・平面図、断面図を利用して、設計書（容量計算書）を作成する。 ・断面図には、たい積の方法及び順序を示す。 ・たい積完了状態における土留施設の強度計算及びたい積場の安定計算を行う。

添付資料	注 意 事 項
土留施設設計書 土留施設画図	<ul style="list-style-type: none"> ・図面は任意の縮尺とする。 ・廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキ処理土）たい積場、製品たい積場等でたい積物の流出のおそれがある場合は必ず土留施設を設置することとし、その施設の設計書及び図面を作成する。
排水処理施設設計書 排水処理系統図 集水区域図	<ul style="list-style-type: none"> ・素掘溝、U字溝、ヒューム管、沈砂池等の集排水施設の構造図、集排水施設別の集水区域図、集水区域別に降雨量の算出（50年確率（120mm/h））を算出した書面、集排水施設別に通水能力を算出（原則としてマニングの公式による。）し、安全性（安全率は1.2以上とする。）を検討した書面により構成する。 ・採掘中と採掘終了後に分けて作成する。
汚水処理施設設計書 汚水処理系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・採石プラントが湿式の場合に作成する。 ・洗浄汚濁水や切羽通過汚濁水の集水施設を記載する。（沈砂池及び流末を含む。）
搬出経路図	<ul style="list-style-type: none"> ・採取場から幹線道路（国道、県道）に至るまでの経路を朱線で記載し、関係する路線名を記載する。 ・搬出経路に私道がある場合は、地番及び所有者名を記載する。 ・原則として、採取場及びその周辺状況図と同一の図面上に作成する。
採掘終了措置図	<ul style="list-style-type: none"> ・採掘が終了する部分（残壁等）について、その措置計画を平面図及び断面図に示す。 ・植栽、災害防止施設については、その設計図を添付する。 ・最終措置については、残壁計画（保全区域の土留工）、計画地盤緑化計画（植栽の方法、植種）整地計画、跡地計画（植生後の維持管理の方法等）立入禁止柵等を示す。
採取跡の整備に係る費用の積立計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・採取跡の整備に係る費用の積立金の積立計画書を添付する。（P13参照）
跡地整備保証契約書 及びその添付書類（保証人が要件を満たしていることを証する書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・採取跡の整備に係る保証契約書の写しを添付する。（P15参照） ・保証人が採石業者の場合は、岩石採取計画認可書（契約締結時に認可を受けていない場合）の写しを添付する。 ・保証人が建設業者の場合は、建設業の許可書の写し及び広島県の建設工事入札参加資格者以外の者にあっては発注者が工事実績を証明した書類を添付する。 ・保証人の印鑑証明書を添付する。
地質図	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の場合のみ添付する。 ・採取場位置を記載すること。
岩石採取場の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・採取場の全景、主要な箇所を撮影する。（採掘中の掘削面、作業用道路、廃土等たい積場、集排水路、沈砂池、プラント施設及び出入口付近等）
協定書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、地元住民と公害防止等に関する協定を締結している場合は添付する。
同意書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・採取に伴う汚濁水等により、漁業権との調整が必要な場合は漁業関係者（漁業協同組合）の同意書の写しを添付する。 ・岩石採取について周辺地権者の同意がある場合は添付する。
境界確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・採取場及び隣接土地所有者との境界確認書を添付する。 ・押印、確認日を記入しておくこと。

(4) 採取跡の整備に係る費用の積立計画

岩石採取計画認可申請書添付書類の「採取跡の整備に係る費用の積立計画書」(記載例P42参照)については、次のことについて注意して作成してください。

目的

採石業者は、採取跡の整備のために必要な措置を講じなければならない責務があり、これに要する費用を順次積立てておく必要があります。

このため、採取計画の認可申請に際して、積立計画を作成し、認可後はその計画に従って積立をしなければなりません。

採取跡の整備に係る費用とは

- ① 採掘終了時における整地、緑化及び施設の設置に係る費用
- ② 災害発生時における整地、緑化及び施設の設置に係る費用

積立計画額は、次の計算によって得た額以上の額でなければなりません。

計算方法

申請期間内に積立てる額

掘削区域の面積(m²) 掘削区域単価・係数※ + プラントその他の区域の面積(m²) プラントその他の区域単価・係数※

1年ごとの最低積立額

申請期間内に積立てる額



採取期間

※注: 千円未満の端数は切り捨てます。
採取期間は年数とし、1年未満の端数は1年として計算します。
計算の結果、申請期間内に積立てる額が1千万円を超えるときは、1千万円が積立てる額となります。

※単価と係数

風化岩石を採取する場合

(掘削区域単価・係数) **352円×0.11** (プラントその他の区域単価・係数) **248円×0.1**

風化岩石以外を採取する場合

(掘削区域単価・係数) **305円×0.17** (プラントその他の区域単価・係数) **248円×0.1**

積立方法

①金融機関への預金により積み立てる ・・・ 定期預金、定期貯金、信託契約に基づく金銭信託(有価証券は不適当)

②採石業者団体へ積み立てる ・・・ 採取場を複数所有する場合は、今回申請の採取場分のみが該当額となる。

跡地整備に係る積立金は、**申請期間内に積立てる額以上**の額を1年目に全て積み立てることも、積立額の累計が**1年ごとの最低積立額**以上であれば、各年に分けて積み立てることもできます。

また、すでに定期預金等に積み立てているものや、採石業者団体への積立金を、今回申請の採取場の跡地整備費用としてみることもできます。(その場合は、1年目の積立額として記載する。)

積立方法はさまざまな場合が考えられますので、不明な場合は、県庁土木建築局技術企画課又は申請をした建設事務所(支所)へお問い合わせください。

(5)跡地整備保証契約

採取計画認可申請添付書類の「跡地整備保証契約書の写し」(記載例P44参照)については、下記の内容に注意して作成してください。

目的

採石業者は、採取跡の整備のために必要な措置を講じなければならない責務があります。しかし、破産等により跡地整備が出来なくなる事態が発生する場合に備え、一定の要件を満たした保証人をたて、保証契約を結んだ保証人が、跡地整備を行うことにより、採取跡地が災害の起こるおそれのある状態で放置されることを防ぎます。

保証人の要件

承認を受けた採石業者団体

法第33条の認可を受けた実績を有する採石業者であって知事が認めるもの

- ① 他の採石業者の保証人となっていないこと
- ② 法又は条例の規定により罰金刑以上の刑に処せられて相当以上の期間を経過しないものでないこと

建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者であって、知事が認めるもの

- ① 県内に営業所を有すること
- ② 土木一式工事、建築一式工事、石工事又は造園工事のいずれかの建設工事に係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受け、かつ、保証契約を締結した日前5年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。
- ③ 建設業法第3条第1項第2号に係る許可を受けた者でない場合は、他の採石業者の保証人となっていないこと。

保証人の数

1人(団体)

認可申請に係る掘削区域の面積が10,000m²未満である場合

承認を受けた採石業者団体を保証人とする場合

2人

保証人の要件を満たす採石業者又は建設業者を保証人とする場合で、認可申請に係る掘削区域の面積が10,000m²以上の場合

(6)認可の基準

1. 一般的な基準

申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるときは、認可されません。

「他人に危害を及ぼし」とは

他人の生命または身体に危険を及ぼすこと。

「公共の用に供する施設を損傷し」とは

鉄道、軌道、水路、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館、もしくはその他一般不特定多数の用に供されるものを破壊(効用の破壊を含む)すること。

「農業、林業もしくはその他の産業の利益を損じ」とは

- 例 ① 汚濁水や廃土石の田畠への流入
② 岩石採取場の近隣の農地の崩壊
③ 地下水の利用による農業用水の枯渇
④ 河川や海岸の汚濁による海苔及びかき等の水産物養殖業への被害

「公共の福祉に反する」とは

採石業の企業活動が他者の福祉、人権を侵害すること。

2. 条例による基準

認可の基準には、「**採石業の適正な実施の確保に関する条例**」に定められた基準があり、これを満たしていない場合は認可されません。

1 積立計画に定められた**積立の額**が、規則で定める基準額を満たすこと。

2 積立計画に定められた**積立の方法**が、規則で定める基準に適合すること。

3 保証人が、**要件**に該当すること。

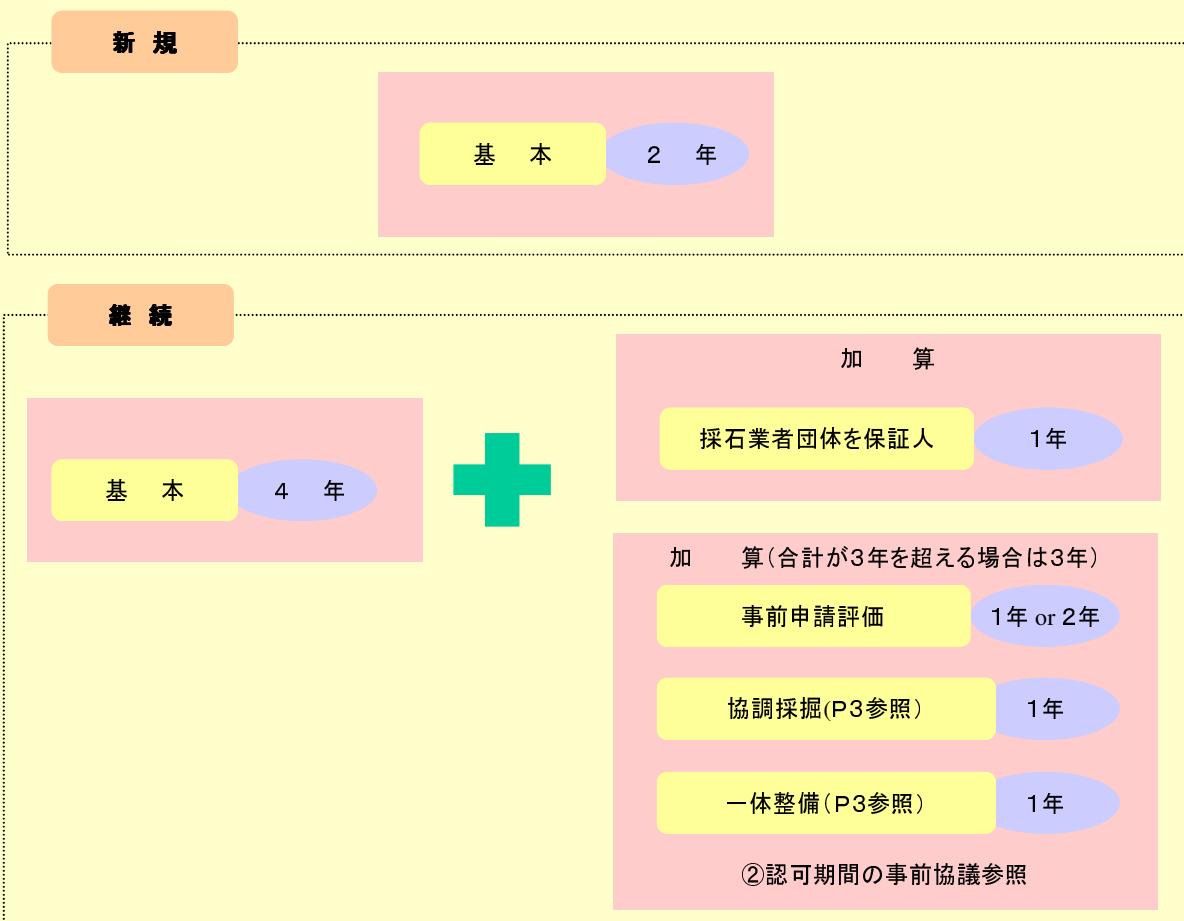
※注：このほかに技術基準もあります。

(7)認可の期間

①認可の期間

岩石採取計画認可の認可期間は、認可状況(新規認可、継続認可)により、2年の場合と4年の場合があります。

また、継続認可の場合には、採石業者団体を保証人のことによる1年の加算があり、さらに、事前協議により3年を超えない範囲で認可期間が加算される場合があります。(条例施行規則第9条(P62参照))



※注:直近の認可期間内に、採取計画遵守義務に違反したり、岩石採取場で災害を発生させた場合等は継続認可にかかる認可期間は2年となります。

②認可期間の事前協議

認可期間の加算を受けようとする場合は、認可を受けようとする日の6ヶ月前までに採取計画認可申請に係る事前協議書を採取場の区域を管轄する建設事務所(支所)へ提出してください。
(岩石採取計画の認可期間を定める要領(P65参照))

認可期間の加算が認められる場合

採取跡の整備及び災害防止のための措置を特に適切に講じていると認められる場合

提出書類

採取計画認可申請に係る事前協議書(P75)

添付書類	注意事項
岩石採取場の現況写真	採取場の全景、主要な箇所を撮影する。
計画平面及び計画縦横断面	協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合及び一体整備により採取跡の整備を行おうとする場合に限る。
採取跡の整備完了措置図	
協調採掘に関する協定書又は協調採掘に関する協定を締結することが確実であることを証する書面	協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合に限る。
その他参考となる資料	

事前協議

採取計画認可申請に係る事前協議書に基づき広島県は採取場の現地調査を行います。
その現地調査の結果により、認可期間の加算が決定されます。

加算基準(平均評価点5点満点)

加算年

4. 5(4.75)以上
3. 75(4.0)以上4. 5(4.75)未満
()内は風化岩石採取の場合

2年間
1年間

協調採掘の状況が適正と認められる場合

1年間

一体整備の状況が適正と認められる場合

1年間

結果通知

現地調査の結果は、文書により通知されますので通知書の内容により申請書の認可期間を記載してください。

結 果	通知内容
認可の加算が認められる	加算期間について通知
認可の加算が認められない	加算できることについて通知
認可の加算が認められず、改善を要する事項がある	加算できることについて通知、改善指示

(8)認可申請に係る代表的な他法令等一覧

	他法令の名称	規制事項または規制区域	県の担当課
1	森林法	林地開発行為、保安林	農林水産局森林保全課
2	自然公園法	国立公園、国定公園	環境県民局自然環境課
3	広島県立自然公園条例	県立公園	環境県民局自然環境課
4	広島県自然環境保全条例	自然環境保全区域	環境県民局自然環境課
5	広島県採石調整事務取扱い	採石調整区域	環境県民局自然環境課
6	農地法	農地	農林水産局農業技術課
7	文化財保護法	文化財(史跡、名勝、埋蔵文化財等)	教育委員会文化財課
8	国有財産法	国有財産(里道、水路)	土木建築局用地課
9	砂防法	砂防指定区域	土木建築局砂防課
10	道路法	道路	土木建築局道路河川管理課
11	河川法	河川(普通河川を除く)	土木建築局道路河川管理課
12	普通河川等保全条例	普通河川	土木建築局道路河川管理課
13	都市計画法	都市計画区域内の開発行為	土木建築局都市計画課
14	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事	土木建築局都市計画課
15	風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区	土木建築局都市計画課
16	公有水面埋立法	公有水面の埋立	土木建築局港湾振興課
17	広島県海の管理に関する条例	海域の占用	土木建築局港湾振興課
18	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	大規模行為等の届出	環境県民局環境保全課

※注：他法令の許可等に相当期間かかる場合があります。それにより、岩石採取計画の認可にも通常以上の期間を要する場合がありますので注意してください。

法令や条例によっては、国、市町が所管しているものもありますので注意してください。

3 採取計画等の変更

(1) 変更の認可申請

認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、採取計画の**変更認可申請書**を提出して、変更認可を受けなければなりません。(法33条の5第1項)

変更の認可申請をする場合

- (例) ◆火薬の使用等の採取方法の変更
◆採取量の増加(掘削面積が増加しない場合のみ)
◆採取期間の1年以内の延長

提出時期	採取計画の変更(軽微な変更を除く)をしようとするとき
提出先	採取計画の認可申請書を提出した建設事務所(支所)
提出書類	・採取計画の変更認可申請書(P83) ・添付書類(採取計画の変更により記載内容の変更を必要とする書面、図面)

※注:岩石採取場の区域を拡張したり、1年を越える採取期間の延長をしようとする場合は、変更の認可(法第33条の5本文)ではなく、認可(法第33条)の手続きにより行います。
採取計画の変更を行う場合には、事前に建設事務所(支所)にご相談ください。

(2) 採取計画の軽微な変更

認可を受けた採取計画の変更が次のような場合は、採取計画の軽微な変更に該当しますので、上記(1)の変更認可申請書ではなく、**変更届**を提出しなければなりません。(法第33条の5第2項、採石法施行細則第4条)

変更届を提出する場合

- (例) ◆岩石採取場の区域の縮小
◆岩石採取のための設備その他の施設の設置場所の変更
(変更に係る採取計画に關し新たに災害が発生する恐れがない場合)

提出時期	採取計画の軽微な変更をしようとするとき
提出先	採取計画の認可申請書を提出した建設事務所(支所)
提出書類	・採取計画変更届(P84) ・添付書類(採取計画の変更により記載内容の変更を必要とする書面、図面)

(3) 氏名等の変更

認可を受けた採石業者は岩石採取計画認可申請書に記載の氏名等に変更があった場合は、**氏名等変更届書**を提出しなければなりません。(法第33条の5第3項)

変更の届書を提出する場合

- (例) ◆採石業者の代表者の変更
◆採石業者の住所又は所在地の変更

提出時期	氏名等に変更があったとき
提出先	採取計画の認可申請書を提出した建設事務所(支所)
提出書類	氏名等変更届書(P85)

※注:氏名等の変更があった場合は、登録事項変更届書も忘れずに提出してください。

(4) 採取跡の整備に係る費用の積立計画の変更

認可を受けた採石業者は積立計画を変更しようとする場合は、**積立計画変更承認申請書**を提出して、承認を受けなければなりません。(条例第12条)

提出時期	積立計画を変更しようとするとき
提出先	採取計画の認可申請書を提出した建設事務所(支所)
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・積立計画変更承認申請書(P86)・添付書類<ul style="list-style-type: none">① 積立計画の変更の内容を記載した書類(採取跡の整備に係る費用の積立計画書)② 積立計画にしたがって積立てていることを証する書面(残高証明書)

※注1:積立計画の変更は次のいずれかに該当する場合に限り承認します。

- ① 採取計画の変更認可を受けるとき
- ② 岩石採取場の緑化を行ったとき
- ③ 災害復旧のための経費を支出したとき
- ④ その他やむを得ないと認められるとき

※注2:積立計画の変更が次のいずれかに該当するときは、積立計画の変更承認申請は必要ありません。

- (積立計画の軽微な変更)
- ① 積立金を増額する場合
 - ② 金融機関を変更する場合

(5) 跡地整備保証人の変更

認可を受けた採石業者は跡地整備保証人がその要件に該当しなくなったときは、新たな保証人を立て、遅滞なく**保証人変更届出書**を提出しなければなりません。(条例第13条)

提出時期	跡地整備保証人が要件を満たさなくなったために、新たに保証人を立てたとき
提出先	採取計画の認可申請書を提出した建設事務所(支所)
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・保証人変更届出書(P87)・添付書類<ul style="list-style-type: none">① 保証人が採石業者の場合は、岩石採取計画認可書(契約締結時に認可を受けている場合を除く。)② 保証人が建設業者の場合は、建設業の許可書(写し)及び発注者が工事実績を証明した書類(広島県の建設工事入札参加資格者である場合を除く。)③ 保証人の印鑑証明書

4 その他

(1)休止・廃止届

認可を受けた岩石の採取休止するとき又は岩石の採取を廃止したときは、認可申請書を提出した建設事務所(支所)へ岩石採取休止・廃止届を提出してください。

休止とは…認可を受けた岩石採取場において、岩石の採取を引き続き6か月以上行わないこと。
廃止とは…認可を受けた岩石採取場において、岩石の採取を終了すること。

提出書類 岩石採取休止・廃止届書(P88)

添付書類 採取跡の全景が明確に判明する写真

岩石採取休止中における採石業者の義務

認可を受けた採石業者は、休止中であっても、認可を受けた採取計画に従って当該岩石採取場での災害防止措置を行わなければならない。

岩石採取廃止届提出後における採石業者の義務

認可を受けた採石業者はその岩石採取場において、廃止後2年間は岩石の採取を行ったことより生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

※注：岩石採取計画の認可期間満了後の岩石採取の休止はできませんので、引き続き6ヶ月以上岩石採取を休止する場合は認可期間の満了する前に届書を提出してください。

また、休止期間中に認可期間が満了した場合は、新たに岩石採取計画の認可を受けずに再開することはできません。再開予定年月日にかかるわらず、次の岩石採取計画認可申請に向け速やかに準備を進めてください。

(2)災害防止・緊急措置命令

都道府県知事は採石業者に対し、災害防止のため次のような命令をすることがあります。

処 分

対 象

採取計画変更命令
§ 33条の9

事情変更により採取計画の変更が必要となった場合
(緊急性なし。)

緊急措置命令
採取停止命令
§ 33条の13

緊急の場合であって変更命令では間に合わない場合

法違反者に対する措置命令
§ 33条の13

法第32条、法第33条又は法第33条の8に違反した者

採取を廃止した者に対する
災害防止命令
§ 33条の17

廃止の日から2年間に必要がある場合

認可の取消し
採取停止命令
§ 33条の12

法に違反して岩石の採取を行っている者

登録の取消し
事業停止命令
§ 32条の10

法に違反して岩石の採取を行った者等

(3) 採石業者の義務

採石業者には、岩石採取に伴う災害防止のため、次のような義務があります。

遵守義務

§ 33条の8

認可を受けた採石業者はその採取計画にしたがって岩石の採取を行なわなければならない。

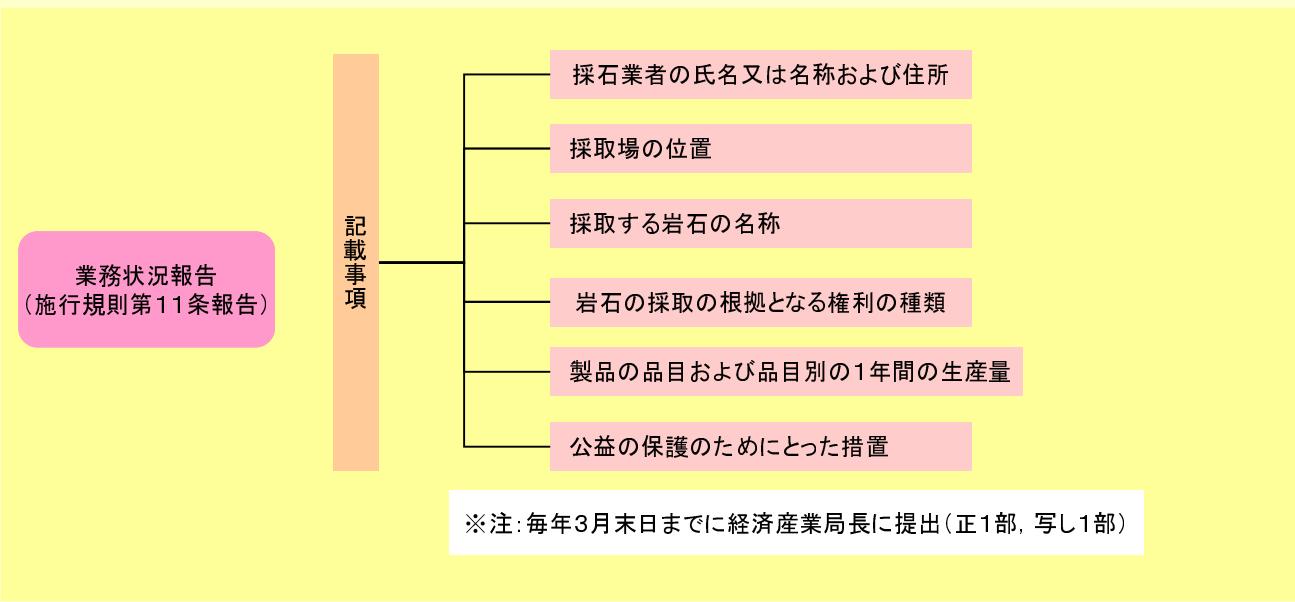
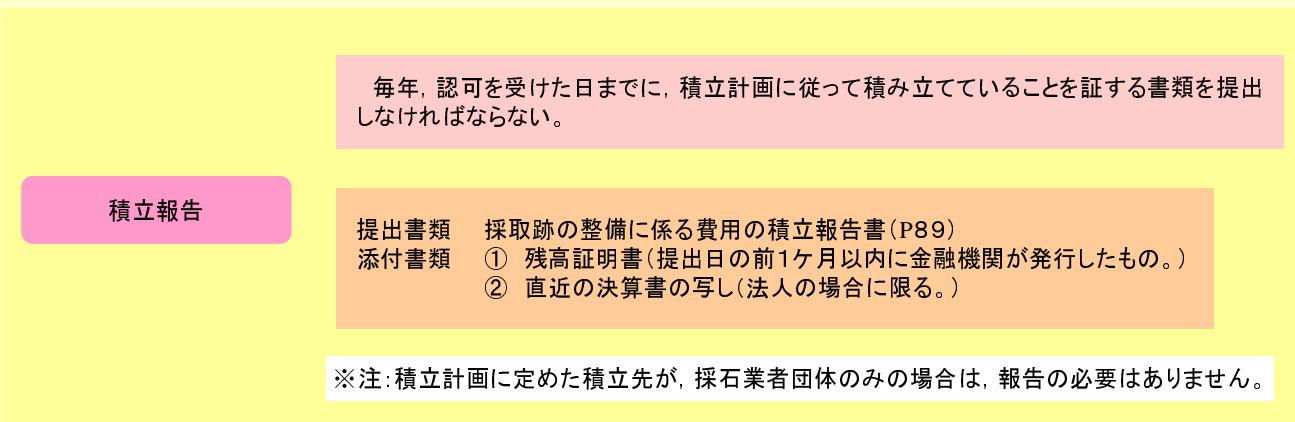
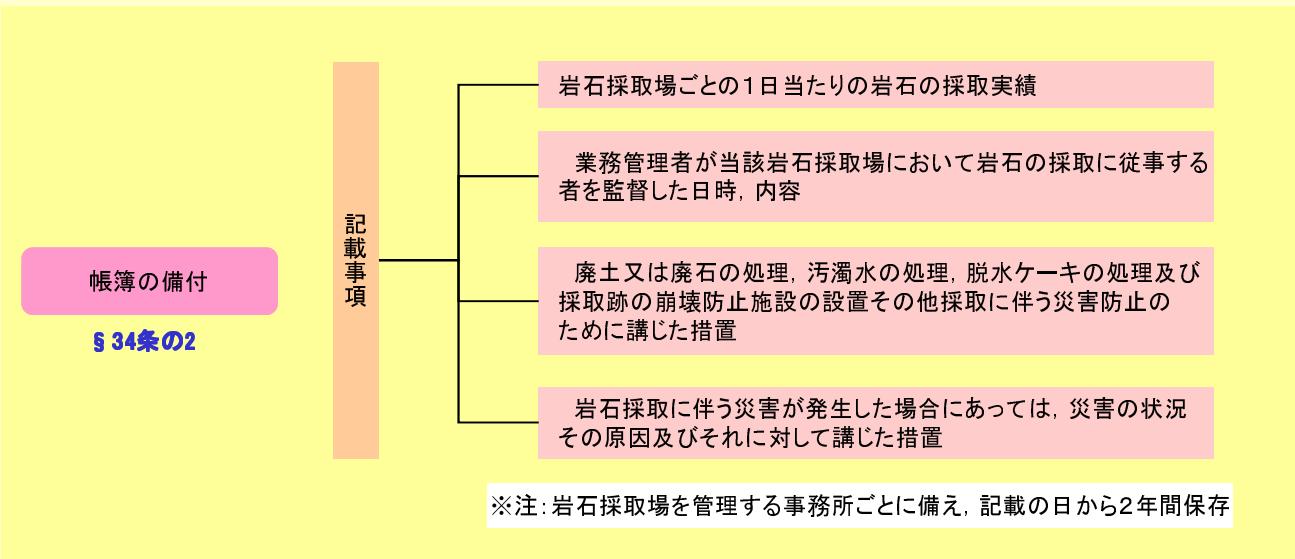
標識の掲示

§ 33条の15

記載事項

- 氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
- 採取場を管理する事務所の名称、所在地および電話番号
- 登録年月日および登録番号
- 採取計画の認可年月日および認可番号
- 採取をする岩石の種類、数量およびその採取の期間
- 掘削の方法および採掘をする土地の面積
- 岩石の採取のための火薬類の使用の有無
- 岩石の採取のための機械の種類および数量
- 岩石採取場およびその周辺の状況を示す見取図
- 業務管理者の氏名

※注：岩石採取場の一般通行人が見やすい場所に掲げる



岩石採取着手報告

施行細則第5条第1項

認可を受けた後、岩石の採取に着手した日から7日以内に報告しなければならない。

提出書類 岩石採取着手報告書(P90)

岩石災害報告

施行細則第5条第2項

岩石採取に伴う災害発生したときは、速やかに報告しなければならない。

提出書類 採石災害報告書(P91)

- 添付書類
① 写真(災害発生箇所を示すもの)
② 図面(災害発生箇所を示すもの)

**災害防止措置報告
進捗状況報告**

施行細則第5条第3項

認可を受けた後、認可に係る採取計画の進捗状況及び災害防止措置の実施に関する自主点検を行い、その結果を報告しなければならない。

点検時期 (1) 每年認可日に応答する日の前1箇月に当たる日及び
当該日の前後3日のうち、点検を実施する採石業者が任意に定める日
(2) 認可採取計画における採取期間の満了日の前1箇月に当たる日及び
当該日の前後3日のうち、採石業者が任意に定める日

広島県岩石採取場定期点検実施要領第5条

提出書類 採取計画の進捗状況に関する点検結果報告書(P92)

岩石採取場の災害防止措置に関する点検結果報告書(P95)

5 提出先等

(1) 申請手数料・提出部数

各申請・届出の提出部数及び手数料は次のとおりです。

申請内容	提出部数	手数料
岩石採取計画認可申請書	正本1通、当該採取場が存在する市町の数に4を加えた数の写し	56,000円
積立計画変更承認申請書	正本1通、写し2通	
保証人変更届出書	正本1通、写し2通	
採取計画認可申請に係る事前協議書	正本1通、写し1通	
採取計画の変更認可申請書	正本1通、当該採取場が存在する市町の数に4を加えた数の写し	33,000円
採取計画変更届	正本1通、写し2通	
氏名等変更届書	正本1通、写し2通	
岩石採取休止・廃止届書	正本1通、写し2通	

※注:手数料額は平成27年4月1日現在

(2)提出先

各申請、届出は、岩石採取場の所在地を管轄する建設事務所(支所)へ提出してください。

※1 岩石採取場の所在地が、岩石採取計画の認可等に係る権限が移譲されている市町(「管轄区域」欄に括弧書きで名称を記載する市町。以下同じ。)の区域内にあるときは、各市町にお問合せください。

※2 岩石採取場の所在地が岩石採取計画の認可に係る権限が移譲されている市町の区域内にある場合であっても、当該岩石採取場の所在地が複数の市町(広島市は除く。)の区域内にまたがるときは、岩石採取場の所在地を管轄する建設事務所(支所)又は県庁技術企画課にお問い合わせください。

提出先

所在地・電話番号

管轄区域

西部建設事務所管理課	〒732-0816 広島市南区比治山本町16-12 082-250-8151	(広島市), (安芸高田市), 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
西部建設事務所呉支所管理課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 (広島県呉庁舎第2庁舎) 0829-22-5400	(呉市)
西部建設事務所廿日市支所管理用地課	〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1 (広島県廿日市庁舎第1庁舎) 0829-32-1141	大竹市, (廿日市市)
西部建設事務所安芸太田支所管理用地課	〒731-3501 山県郡安芸太田町加計3087 0826-22-0541	(安芸太田町), (北広島町)
西部建設事務所東広島支所管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911	(東広島市)
東部建設事務所管理課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 (広島県福山庁舎第1庁舎) 084-921-1311	(福山市), (府中市), (神石高原町)
東部建設事務所三原支所管理課	〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1 0848-64-2322	(三原市), (尾道市), (世羅町)
北部建設事務所管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 (広島県三次庁舎第3庁舎) 0824-63-5181	(三次市)
北部建設事務所庄原支所管理用地課	〒727-0011 庄原市東本町一丁目4-1 (広島県庄原庁舎第3庁舎) 0824-72-2015	(庄原市)
県庁土木建築局技術企画課	〒730-8511 広島市中区基町10-52 (北館庁舎) 082-513-3853	—

6 認可申請Q&A

(1)認可申請

Q1 岩石の採取をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A1 岩石の採取をしようとするときは、採取場ごとに採取計画を定め、採取場の区域を管轄する都道府県知事（権限が移譲されている市町においては市町長）の認可を受けなければなりません。
その場合、事前に採石業者としての都道府県知事の登録が必要です。

Q2 岩石採取計画とはどのようなものですか。

A2 岩石採取計画とは、岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類、採取の期間、岩石採取の方法、岩石採取のための設備、岩石の採取に伴う災害の防止のための方法等（P6参照のことです）。

Q3 岩石採取計画の認可申請をしたいのですが、採石法以外の法律の規制はありますか。

A3 岩石の採取をしようとする場合、採石法以外の規制法律として代表的なものに森林法があります。
その他にもP19に記載しているものがあります。
管轄が国、市町のものもありますが、詳細は各担当課（室）又は建設事務所（支所）へお問い合わせください。

Q4 岩石採取計画認可申請書を提出して、認可になるまでにどのくらいの日数がかかりますか。

A4 通常、申請後90日程度（申請内容に不備があった場合の補正期間を除く）かかりますが、他法令の許可等の状況によりかなり日数を要する場合がありますので、余裕をもって申請書を提出してください。

Q5 認可条件とは、どんな意味をもつのですか。

A5 認可条件とは、認可採取計画に基づく行為に制限を附すものです。この認可条件に違反した場合は、認可を取消され、又は6か月以内の一定期間、岩石採取の停止を命ぜられることがあります。

Q6 岩石採取計画の認可を受けたのですが、岩石採取を行う上で注意することはありますか。

A6 岩石を採取するうえで、認可を受けた採取計画を遵守し、岩石の採取に伴う災害の発生がないように十分注意してください。また、付近住民からの苦情に対して誠実に対応する等、採石業界の信用を損なわないよう行動してください。

(2)認可申請書添付書類

Q7 土地の登記事項証明書は原本が必要ですか。

A7 原本の添付が必要です。

Q8 現況地番図と公図が整合しません、添付する必要がありますか。

A8 公図は土地所有者を確定するための根拠となる重要な資料です。よって、公図と境界確定により作成した現況地番図とに整合がとれなかった場合でも、必ず添付してください。

Q9 採取場区域内の地権者の同意書について、前回申請書に添付したものとの写しでもいいですか。

A9 同意期間が明記されているなど、地権者が今回の申請についても同意していると明確に判断できるものであれば、前回申請書に添付したものとの写しでも構いません。

ただし、申請にあわせて採取計画を変更する場合など、地権者が同意した時と状況が変わった場合は改めて同意を得る必要があります。

Q10 採取場区域内の土地について、土地登記簿上の所有者が死亡している場合、相続人全員との契約が必要ですか。

A10 相続の場合、委任状があれば代表者との契約のみでも構いません。

Q11 申請区域内の土地に抵当権がついているものがあります。抵当権者の同意書が必要ですか。

A11 必要です。根抵当権の場合は必要ありません。

Q12 申請書の添付図面はどの段階での状況を記載するのですか。

A12 申請した認可期間における最終形を記載することになります。

採掘中は常に最終形を意識しながら作業を進めて行くようにしましょう。

Q13 採取跡の整備に係る積立計画とはどういうものですか。

A13 広島県では、認可を受けた採石業者は、その区域ごとに岩石の採取が終了した場合の跡地整備及び採取区域内で災害が発生した場合の整備のために、資金を積み立てなければならないこととしています。

積立額の計算方法は、掘削区域の面積及びプラントその他の区域の面積に、単価、係数を掛け申請期間内に積立てる額を算出します。単価、係数は風化岩石を採取する場合と、それ以外の岩石を採取する場合で異なります。(P13参照)

Q14 隣接地の地権者の同意が必要ですか。

A14 必ずしも必要ではありませんが、隣接地の所有者からの苦情等があった場合は、事業者が責任をもって解決する必要があります。トラブル回避のためにも、同意書をとることをお勧めします。

Q15 継続認可を受けたいのですが、区域の変更がない場合でも境界確認書が必要ですか。

A15 前回申請時に添付した境界確認書の写しを添付してください。

(3)認可期間

Q16 岩石採取の長期計画を考えていますが、認可の期間は何年もらえるのですか。

A16 認可期間は新規の場合は2年、継続の場合は通常4年となります。認可期間が加算される場合もあります。(P17参照)

Q17 現在の認可期間が終了した後、やむをえない事情により半年後に認可申請をする予定です。新規認可になりますか、継続認可になりますか。

A17 認可期間終了後2年間は継続認可となります。(条例施行規則第9条)

(4)採取計画の変更

Q18 岩石採取計画の認可を受けたのですが、掘削区域を拡張する予定です。手続きが必要ですか。

A18 掘削区域を拡張する場合は新たに法第33条の認可を受けなければなりません。
認可を受けた岩石採取計画を変更しようとする場合は、新たに認可を受けなければならぬ場合と、変更認可を受けなければならぬ場合と、変更届を提出しなければならぬ場合(軽微な変更)があります。(P20参照)

Q19 採取場区域内に採石業と関係ない施設を設置したいのですが、できますか。

A19 採取場区域内に設置することはできません。

岩石採取場の区域とは、岩石採取の期間内において岩石の採取を計画している全区域のことですが、社会通念上岩石採取と一体として認識されないものは区域からはずすことになりますので、区域縮小に係る変更届を提出してください。

Q20 採石場のプラント施設を増設したいのですが、変更認可と変更届のどちらの手続きが必要ですか。

A20 認可を受けた採取計画を変更しようとする場合、その変更内容が新たな災害の発生を起こす危険性のない程度の変更であれば、変更届となります。この場合は変更届の手続きになると思われますが、採取計画を変更しようとする場合は事前に認可申請書を提出した建設事務所(支所)または県庁技術企画課へご相談ください。

(5)その他

Q21 採取場に掲示する標識は、採取場のどの位置に設置したらいいですか。

A21 採石場関係者以外の人の目に付く所に掲示してください。採取場の入り口付近が適当でしょう。

Q22 岩石採取計画の認可を受けたのですが、採取をしばらく中止しようかと考えています、手続きが必要ですか。

A22 認可を受けた岩石の採取を引き続き6ヶ月以上休止する場合は、岩石採取計画休止届書を提出します。

(P23参照)

しかし、休止した場合であっても、採取場の災害防止措置は当然行わなければならないものであり、休止中に認可が切れた場合、再開するには再度認可を受ける必要があります。

また認可が切れた後での休止は認められませんので、計画性をもって事業を行いうようにしましょう。

Q23 誤って、掘削区域以外を掘削してしまいました。どのような措置をとればいいのですか。

A23 速やかに建設事務所(支所)へ報告してください。

基本的には、早急に盛土、埋め戻し等災害防止対策を行うことになりますが、その際、森林法担当部署とも十分調整する必要があります。

また場合によっては、次回認可を受けられない場合や、期間の短縮等を行うことがあります。今後決してこのようないき方にしてください。

Q24 認可を受けた採石業者が破産し採取跡の整備が出来なくなった場合、保証人はどうしたらいいのですか。

A24 破産した採石業者にかわり、採石業者のとるべき措置をしなければなりません。

Q25 技術指導に来てくれますか。

A25 毎年秋頃、中国経済産業局が技術指導を行っています。活用してください。

Q26 「採石業の適正な実施の確保に関する条例」とはどのようなものですか。

A26 広島県では採取計画認可に関する独自の条例を制定しています。

採取跡の整備に係る費用の積立てや保証人など、条例に定める基準に適合していないときは、認可を受けられないで注意してください。条例について不明な点があれば、県庁技術企画課又は建設事務所(支所)へお問い合わせください。

7 申請書記載例

- (1) 採取計画認可申請書記載例
- (2) 岩石採取場監督計画書記載例
- (3) 誓約書記載例
- (4) 採取跡の整備に係る費用の積立計画書記載例
- (5) 跡地整備保証契約書記載例

(1) 採取計画認可申請書記載例

*整理番号	
*審査結果	
*受理年月日	年 月 日
*登録番号	広島第 号

採取計画認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

郵便番号 730-8511

申請人 住 所 広島市中区基町10番△△号
申請人 株式会社 ○○採石
代表取締役 採石 一郎 印

登録年月日 平成15年 1月31日

登録番号 広島第××××号

電話番号 082-〇〇〇-××××

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 岩石採取場の区域	広島市安佐北区〇〇町大字△△字□□600番地 外10筆		
岩石採取場の面積 458,022m ² (内訳)	保全区域 99,999m ²	緑化済区域 12,345m ²	掘削区域 111,111m ²
	プラントその他の区域 234,567m ²		
2 採取をする岩石の種類及び数量	面積については、端数を切り捨てて整数で記入してください。		
岩石の種類 はん岩			合 計
掘削総量 654,321m ³			654,321m ³
採取総量 1,635,802ト ³			1,635,802ト ³
年間採取量 408,950ト ³	数量については、端数を切り捨てて整数で記入してください。		
月間最大採取量 55,000ト ³			55,000ト ³

3 採取の期間	認可の日から 4 年間			
4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項				
(1) 採掘方法	<p>階段採掘法による。</p> <p>採掘に当たり、表土がある箇所（厚さ約2m）は、バックホーにより先行除去する。除去範囲は掘削箇所頂端から10m以上とする。</p> <p>階段の高さ15m以下、小段の幅15m以上、掘削面の傾斜角は60度から70度を最低の基準として採掘を行う。</p>			
(2) 採掘手段	<p>機械掘りで行う。</p> <p>岩はクローラドリル3台で削孔し、火薬により破碎する。</p> <p>破碎後の岩石及び表土は、バックホーにより採掘する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙採掘機械一覧表のとおり)</p>			
(3) 火薬類	火薬類を使用する			
火薬の種類	アンホー			
年間使用予定量	40,000 kg			
発破規格	<p>せん孔径 65mm, せん孔長 1.5m~5m, 孔間隔 5m, 1孔の装薬量 0.35~15kg, 孔数5本~10本で、最大消費量 150kg で、1日最高5回の発破を行う。</p> <p>小割発破をせん孔法により行う。せん孔数は岩塊の大きさにより異なるが、最小抵抗0.8m程度確保し、せん孔長は短径の6割程度とする。</p>			
小割機	名称 能力 台数	油圧ブレーカー 35m³/h 1台		
(4) 破碎選別	<p>機械選別で行う。</p> <p>原石BIN→1次クラッシャー（能力〇〇）1台→中間BIN→2次クラッシャー（能力〇〇）2台→パ-マック（能力〇〇）→スクリーン10台</p> <p style="text-align: right;">(別紙破碎・選別機械一覧表及び系統図のとおり)</p>			
水洗	水 源	地下		
取水量 (m³/日)	60m³/日			
使用水量 (m³/日)	100m³/日			
循環・排出の別	循環（シックナー（能力〇〇）に集水後、フィルタープレスで清水化し循環使用する。）			

(5) 場内運搬	各小段で採取した岩石は、バックホーでダンプトラック（30トン積み）積込、原石ピンまで運搬する。 ただし、EL 195m～210mの採取岩石については、EL 180mのヤードへ運搬する。 オープンシートを行う。（位置は横断側転NO. 19付近） オープンシート時には、原石が飛散するのを防ぐための防護壁を設置し、落下部の重機、作業員は安全な位置へ避難させる。 廃土等は、採掘箇所からダンプ トラックにて廃土等たい積場に運搬する。 (別紙運搬機械一覧表および系統図のとおり)
----------	--

5 廃土又は廃石のたい積の方法

廃土等発生量	17,000m ³ (別紙廃土等発生量計算書のとおり)
たい積場所	採石場内北側にある従前の採取跡地へ、埋め戻しを兼ねてたい積場とする。
たい積場の容積	200,000m ³
たい積の方法	水平層状たい積法によりたい積する。 脱水ケーキは、廃土又は廃石を混合させたうえでたい積する。 一回の積み上げ高さは1mとし、十分に締固めを行った後に、上層の積み上げを行う。 高さ5m毎に幅2mの小段を設置する。(別紙設計・計画図のとおり)
たい積高及び法面勾配	たい積高 30m 法面勾配 1:2.0 (別紙設計・計画図のとおり)
その他	たい積場の設置に当たっては工事記録簿を作成し、土留施設、排水施設等の工事状況等の記録を保存する。 また、土留施設、排水施設、のり面の状況等について、年4回以上点検及び管理を行い、記録を保存する。

6 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 周辺の土地の利用状況及び公共施設等の状況

- ア 東、北及び西の三方が山林で、住宅はない。
- イ 採取場の南側に△△町の町道が東西に設置されている。
(町道の東約3kmで県道〇〇に接続する。)
この町道の南側に、農家が3軒及びその農家の田が約3aある。
- ウ 他に公共施設等はない。

(2) 土地の崩壊などの防止措置

- ア 表土の先行除去、階段掘りの完全実施を行う。特に、階段の高さ、小段の幅、掘削面の傾斜角は、必ず確保する。
- イ 掘削に当たり、岩石の硬軟、断層、石目等を必ずチェックする。
- ウ 保全箇所の幅は5m以上、法面の角度40度以下を確保する。

(3) 騒音・振動の防止措置

- ア 冬期は5時（夏期は6時）から翌日9時まで、発破は行わない。
- イ 夕方6時から翌日8時まで、破碎選別及び掘削はしない。
- ウ クラッシャー等の破碎選別機器は、建家で覆う。
- エ 機械の保守点検を行った際、注油等を確実に行うとともに、不良部品の発見・早期取り替えに努める。

(4) 細じんの防止措置	ア クラッシャー、スクリーン等の機械には、散水ノズルを設置し、噴霧散水を行う。 イ ダンプ通路には、定期的に（1日1回程度）散水用タンク車で散水する。 ウ オープンシートは原石が著しく乾燥しているときや、風が強い時は行わない。
(5) 飛石の防止措置	ア 岩石の質、亀裂、走向等をチェックし、適正な装薬量、せん孔方向を決定する。 イ 発破は、1日最高5回とするが、通常は、9時、11時及び14時の3回とする。残りの2回は午前1回、午後1回とする。 また、発破に当たっては、警報を発し、見張り人をたて南側の町道を一時交通止めにする。
(6) 廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）の流出防止措置	立地条件 採石場北側の旧採取跡地を利用して廃土等たい積場とする。 周辺は、山林で民家等はない。 地盤の整備 段切りを行う。 土留施設 重力式コンクリート擁壁 排水施設 のり尻及び盛土天端の地山との境界部に水路を設置し、沈砂池に導く。 廃土等搬出計画 計画なし（旧採取場跡地の埋め戻しに利用のため） その他
(7) 汚濁水等の流出防止措置	場内水を排出する場合の措置 破碎・選別に使用する水は、循環使用し、場外には排出しない。 雨水などの場内貫流による汚濁の防止 ア 雨水などの貫流水については、各小段などに設置する水路で集水し、各集水区域（4つの集水区域）ごとに設置する沈砂池に誘導する。 イ 水路の総延長7km ウ 沈砂池は、1つ集水区域に対し、メイン1箇所、サブ1箇所とする。 エ 沈砂池は、月1回浚渫し、メインの沈砂池を浚渫中は、サブの沈殿池を使用する。
(8) 原石・製品及び廃土等の運搬に伴う措置	原石・製品の搬出方法及び経路 ダンプトラック（約××台）で搬出。 一般国道○○線を×方向へ搬出する。（別添搬出経路図のとおり） 廃土等の搬出方法及び経路 廃土等は埋め戻しに利用するため場外に搬出はしない。 搬出に伴う災害の防止措置 通学、通勤時間帯を避け、朝9時から夕方4時までとする。 運搬中の粉じん発生の防止及び運搬物の落下防止のため、シートカバーを装着する。 過載防止教育を徹底し、道路が汚れた場合の清掃、舗装を行う。 場外搬出時には、洗車ピットにおいてダンプトラックのタイヤ付着土を洗い落とし、路上への泥の散乱防止を図る。

(9) 採取期間終了時の措置

掘削面の緑化等の措置

残壁の階段高は20m以下、小段幅2m以上、平均勾配60度以下とする。

法面が崩壊しない様、土留施設を設ける。

植栽、種子吹付け等を行い、その後も追肥、補植等の植生管理をすることにより山林復旧に努める。

廃土等のたい積場における緑化等の措置

たい積場の法面には、芝張りを行い、地山化を図る。

その他の区域の緑化又は採掘終了時等の措置

出入口付近には立入禁止柵を設け、沈砂池には転落防止柵を設置する。

7 岩石の賦存の状況

地形・地質

岩石の走向・傾斜

走向 NOO -△△ E 傾斜 OOO — △△ NE

岩石の賦存量

10,000,000 t

8 採取をする岩石の用途

採取しようとする岩石の名称	年間生産量(トン)	年間生産量の製品別内訳(単位トン)										工業用原 料	
		碎石					石材						
		道路用	コンクリート用	鉄道床用	砂	その他	小計	切石	間知石割石	割くり石	その他	小計	
はん岩	408,950	150,000	200,000		58,950		408,950						
計	408,950												
主な仕向地	○○町	△△町		□□県									

(2) 岩石採取場監督計画書記載例

○○採石安佐北 岩石採取場監督計画書

1 この採取場を管理する事務所

名 称 ○○採石安佐北事務所

所 在 地 広島市安佐北区○○町大字△△字□□

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2 この採取場の主たる業務管理者

住 所 広島市安佐北区○○町大字△△字□□

氏 名 採石 二郎

生年月日 昭和49年9月16日

合格・認定年月日・番号 広島 15-〇〇

3 業務管理者の現場監督計画

作業時間 午前8時ごろから午後5時まで

監督上の留意事項

- 1 採取計画に基づき採取するよう、指揮、監督する。
- 2 岩石の採取に伴う災害の防止が行われるよう、指揮、監督する。
- 3 発破時の飛石、粉じん、騒音の防止に関し細心の注意をし、事故のないよう監督する。
- 4 運搬時の事故防止に関する教育を隨時行う。
- 5 場外運搬時の道路等の汚濁防止に努め、汚れた場合は道路清掃を行う。
- 6 作業員の安全意識を高め、朝礼での安全確認を行う。

(3) 誓約書記載例

誓 約 書

使用土地目録その他の添付書類に記載の内容は、真実と相違ありません。

土地に関する権利者又は附近住民等から、岩石の採取について苦情申し立て等があった場合には、責任をもって処理し、土地に関する権利者又は附近住民等に迷惑をかけたり、若しくは権利を侵害することは、絶対に行いません。

また、使用土地目録その他の添付書類に記載の内容が真実でない場合には、広島県から採石法（昭和25年法律第291号）に基づく処分を受けても一切異議を申し立てません。

以上誓約いたします。

平成16年2月27日

広島県知事 様

申請者 広島市中区基町10番△△号
株式会社 ○○採石
代表取締役 採石 一郎  印

(4) 採取跡の整備に係る費用の積立計画書記載例

計算例

掘削区域 50, 000m²
プラントその他の区域 30, 000m²
風化岩石以外を4年間採取する場合

$$50, 000\text{m}^2 \times 305\text{円} \times 0.17 = 2, 592, 000\text{円}$$

$$30, 000\text{m}^2 \times 248\text{円} \times 0.10 = 744, 000\text{円}$$

(1, 000円未満切捨て)

$$2, 592, 000\text{円} + 744, 000\text{円} = 3, 336, 000\text{円} = \text{認可期間に積立てる採取跡の整備費用}$$

$$3, 336, 000\text{円} \div 4\text{年間} = 834, 000\text{円} = \text{1年ごとの最低積立額}$$

記載例1

毎年、最低積立額を積み立てる場合

積立金合計額を記載する。

認可を受けようとする期間内に積み立てる額	3, 336, 000円 () 円)		
各年度に積み立てる額	1年目	834, 000円 () 円)	
	2年目	834, 000円 () 円)	
	3年目	834, 000円 () 円)	
	4年目	834, 000円 () 円)	
積立てに係る金融機関の名称	○○ 銀行 ()		

記載例2

初年度に一括して積み立てる場合

認可を受けようとする期間内に積み立てる額	3, 336, 000円 () 円)		
各年度に積み立てる額	1年目	3, 336, 000円 () 円)	
	2年目	0円 () 円)	
	3年目	0円 () 円)	
	4年目	0円 () 円)	
積立てに係る金融機関の名称	○○ 銀行 ()		

記載例3

初年度に2分の1、残り3年間に2分の1を積み立てる場合

認可を受けようとする期間内に積み立てる額	3, 336, 000円() 円)		
各年度に積み立てる額	1年目	1, 668, 000円() 円)	
	2年目	556, 000円() 円)	
	3年目	556, 000円() 円)	
	4年目	556, 000円() 円)	
積立てに係る金融機関の名称	○○銀行()		

例えば、2年目の累計（1, 668, 000円+556, 000円） \geq 1年ごとの最低積立額834, 000円×2であるのでOKです。

記載例4

採石業者団体に既に100万円積立しており、かつ採石業者団体にさらに毎年40万円積立する場合

合

認可を受けようとする期間内に積み立てる額	3, 336, 000円(2, 600, 000円)		
各年度に積み立てる額	1年目	1, 584, 000円(1, 400, 000円)	
	2年目	584, 000円(400, 000円)	
	3年目	584, 000円(400, 000円)	
	4年目	584, 000円(400, 000円)	
積立てに係る金融機関の名称	○○銀行(○○協会)		

○○協会へ既に積立てた額 100万円+1年目の積立額40万円

584, 000円の内400, 000円を○○協会へ積立て、残りを○○銀行へ積立てる。

記載例5

採石業者団体に既に200万円積立てしており、かつ採石業者団体にさらに毎年40万円積立てする場合

認可を受けようとする期間内に積み立てる額	3, 600, 000円(3, 600, 000円)		
各年度に積み立てる額	1年目	2, 400, 000円(2, 400, 000円)	
	2年目	400, 000円(400, 000円)	
	3年目	400, 000円(400, 000円)	
	4年目	400, 000円(400, 000円)	
積立てに係る金融機関の名称	(○○協会)		

積立金の全額が○○協会への積立金。

400, 000円全てが○○協会へ積立金である。各年の積立額累計が1年ごとの最低積立額以上なのでOKです。

注意 継続認可申請の場合に、前回申請時に積立てた金額を今回の認可期間中の跡地整備費用にしようとする時は、1年目の欄へその金額を記載してください。

(5) 跡地整備保証契約書記載例 1

保 証 契 約 書

(採石業者)を甲とし、(保証人)を乙として、甲と乙とは、岩石採取場の採取跡の整備に関し、次のとおり保証契約を締結した。

(甲及び乙の責務)

第1条 甲は、次にの岩石採取場において、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可（以下「認可」という。）を受けた採取計画又は広島県知事が行う指示に従い、次の各号に掲げる場合に、採取跡の整備（岩石の採取を行ったことにより形質が変更された土地の整地、緑化、施設の設置その他必要な措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。

岩石採取場の名称	岩石採取場の所在地
○○採石場	○○郡○○町大字○○字○○ ○○番地

- (1) 災害防止のため必要があるとき
- (2) 岩石の採取を廃止するとき

2 乙は、破産等の事由により甲が前項に規定する責務を履行することができない場合において、甲に代わりこれを履行する責に任ずる。

(保証の期間)

第2条 この契約に基づく保証の期間は、甲が第1条第1項の岩石採取場に係る採取計画について認可を受けた日から〇年間とする。ただし、甲が第1条第1項の岩石採取場について岩石の採取を廃止したときは、当該廃止の日から2年を経過した日（前条第1項の規定により採取跡の整備を行う必要がある場合において、当該整備の完了前に岩石の採取の廃止の日から2年を経過したときは、当該整備が完了した日）までの期間とする。

(通知義務)

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 第1条の岩石採取場について認可を受けたとき。
- (2) 法第32条の10に規定する処分を受けたとき及び第1条の岩石採取場について法第33条の12、第33条の13又は第33条の17に規定する処分を受けたとき。
- (3) 第1条第1項の岩石採取場について、法第33条の10の規定により岩石の採取の休止又は廃止を届け出たとき。
- (4) 乙に替えて新たな保証人を立てたとき。
- (5) 破産等により採取跡の整備を行うことができなくなったとき。

(疑義の解決)

第4条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 

乙 住所
氏名 

連 帯 保 証 契 約 書

(採石業者)を甲とし、(保証人)を乙、(保証人)を丙として、甲、乙及び丙とは、岩石採取場の採取跡の整備に関し、次のとおり保証契約を締結した。

(甲、乙及び丙の責務)

第1条 甲は、次にの岩石採取場において、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可（以下「認可」という。）を受けた採取計画又は広島県知事が行う指示に従い、次の各号に掲げる場合に、採取跡の整備（岩石の採取を行ったことにより形質が変更された土地の整地、緑化、施設の設置その他必要な措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。

岩石採取場の名称	岩石採取場の所在地
○○採石場	○○郡○○町大字○○字○○ ○○番地

(1) 災害防止のため必要があるとき

(2) 岩石の採取を廃止するとき

2 乙及び丙は、破産等の事由により甲が前項に規定する責務を履行することができない場合において、甲に代わり連帯してこれを履行する責に任ずる。

(保証の期間)

第2条 この契約に基づく保証の期間は、甲が第1条第1項の岩石採取場に係る採取計画について認可を受けた日から〇年間とする。ただし、甲が第1条第1項の岩石採取場について岩石の採取を廃止したときは、当該廃止の日から2年を経過した日（前条第1項の規定により採取跡の整備を行う必要がある場合において、当該整備の完了前に岩石の採取の廃止の日から2年を経過したときは、当該整備が完了した日）までの期間とする。

(通知義務)

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく乙及び丙に通知しなければならない。

(1) 第1条の岩石採取場について認可を受けたとき。

(2) 法第32条の10に規定する処分を受けたとき及び第1条の岩石採取場について法第33条の12、第33条の13又は第33条の17に規定する処分を受けたとき。

(3) 第1条第1項の岩石採取場について、法第33条の10の規定により岩石の採取の休止又は廃止を届け出たとき。

(4) 乙又は丙に替えて新たな保証人を立てたとき。

(5) 破産等により採取跡の整備を行うことができなくなったとき。

(疑義の解決)

第4条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 

乙 住所
氏名 

丙 住所
氏名 

注意 様式については標準的なものを示していますので、契約当事者が必要に応じて他の条項を設けることは差し支えありません。

8 関係法令抜粋

採石法

● (採取計画の認可)

第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事(当該所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。)の認可を受けなければならない。

● (採取計画に定めるべき事項)

第三十三条の二 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

● (認可の申請)

第三十三条の三 第三十三条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

● (認可の基準)

第三十三条の四 都道府県知事は、第三十三条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

● (変更の認可等)

第三十三条の五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。
- 4 第三十三条の認可を受けた採石業者は、第三十三条の三第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

● (市町村長の意見の聴取等)

第三十三条の六 都道府県知事は、第三十三条の認可又は前条第一項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。

● (認可の条件)

- 第三十三条の七** 第三十三条の認可又は第三十三条の五第一項の規定による変更の認可には、条件を附することができる。
2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

● (遵守義務)

- 第三十三条の八** 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画(第三十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。)に従つて岩石の採取を行なわなければならない。

● (認可採取計画の変更命令)

- 第三十三条の九** 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第三十三条の四に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

● (休止及び廃止の届出)

- 第三十三条の十** 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を引き続き六箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

● (認可の失効)

- 第三十三条の十一** 第三十三条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第三十二条の十第一項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第三十三条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

● (認可の取消し等)

- 第三十三条の十二** 都道府県知事は、第三十三条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができ。一 第三十三条の七第一項の条件に違反したとき。
二 第三十三条の八の規定に違反したとき。
三 第三十三条の九又は次条第一項の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第三十三条の認可を受けたとき。

● (緊急措置命令等)

- 第三十三条の十三** 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。
2 都道府県知事は、第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者又は第三十三条若しくは第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

● (市町村長の要請)

- 第三十三条の十四** 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。
2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第三十三条の九又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

● (標識の掲示)

第三十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

● (譲渡したい積物等の管理)

第三十三条の十六 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であつても、当該認可に係る採取計画に従つて災害の防止に関する措置を講じなければならない。

● (岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第三十三条の十七 都道府県知事は、第三十三条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から二年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

● (帳簿の備付け等)

第三十四条の二 採石業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

● (聴取の特例)

第三十四条の四 都道府県知事又は指定都市の長は、第三十二条の十第一項又は第三十三条の十二の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第三十二条の十第一項又は第三十三条の十二の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

● (採石業者に対する指導及び助言)

第三十四条の六 経済産業大臣又は都道府県知事は、採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害を防止し、又は採石業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

● (適用除外)

第三十四条の八 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であつて、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる

● 第四十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者
- 二 第三十二条の十第一項、第三十三条の十二、第三十三条の十三第一項若しくは第二項又は第三十三条の十七の規定による命令に違反した者
- 三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者
- 四 第三十三条の十六の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかつた者

- **第四十四条** 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三十二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第三十四条の二の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
 - 三 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- **第四十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

- **第四十六条** 次の各号の一に該当する者は、一円以下の過料に処する。
 - 一 第三十二条の六第二項、第三十二条の八、第三十三条の五第四項又は第三十三条の十の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第三十三条の十五の規定に違反した者

採石法施行規則

● (採取計画に定めるべき事項)

第八条の十四 法第三十三条の二第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石の賦存の状況
- 二 採取をする岩石の用途
- 三 廃土又は廃石のたい積の方法

● (認可の申請)

第八条の十五 法第三十三条の三第一項の規定により法第三十三条の認可の申請をしようとする者は、様式第十五による

申請書を都道府県知事(岩石採取場の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下第八条の十六、第八条の十七及び第八条の十八において同じ。)に提出しなければならない。

2 法第三十三条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石採取場の位置を示す縮尺五万分の一の地図
- 二 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
- 三 掘探に係る土地の実測平面図
- 四 掘探に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
- 五 法第三十二条の登録を受けていることを示す書面
- 六 岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従つて岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画を記載した書面
- 七 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 八 岩石の採取に係る行為に關し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 九 岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面
- 十 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面
- 十一 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

● (採取計画の変更の認可の申請)

第八条の十六 法第三十三条の五第一項の規定により法第三十三条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第十六による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる図面または書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。

● (軽微な変更)

第八条の十六の二 法第三十三条の五第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に關し新たに災害が発生するおそれがないものとする。

2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に關し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県(岩石採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市。)の条例、規則その他の定めで定めることができる。

● (氏名等の変更の届出)

第八条の十七 法第三十三条の五第四項の規定により法第三十三条の三第一項第一号または第二号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第十七による届書を法第三十三条の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

● (休止及び廃止の届出等)

- 第八条の十八** 法第三十三条の十の規定により法第三十三条の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十八による届書を当該認可をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 坑内掘りにより岩石の採取を行つた者が前項の届出を行うときは、同項の届書のほか、岩石の採取の休止又は廃止の際の土地の実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図(坑内掘りによる掘採に係るものに限る。)を提出しなければならない。

● (標識の様式および記載事項)

- 第八条の十九** 法第三十三条の十五の規定により採石業者が掲げる標識は、様式第十九によるものとする。

- 2 法第三十三条の十五の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該岩石採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
 - 三 登録年月日及び登録番号
 - 四 当該岩石採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号
 - 五 採取をする岩石の種類、数量及びその採取の期間
 - 六 掘採の方法及び掘採をする土地の面積
 - 七 岩石の採取のための火薬類の使用の有無
 - 八 岩石の採取のための機械の種類及び数
 - 九 岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - 十 業務管理者の氏名

● (経済産業省令で定める物件)

- 第八条の二十** 法第三十三条の十六の経済産業省令で定める物件は、法第三十三条の認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものとする。

● (帳簿の記載)

- 第九条の二** 採石業者は、岩石採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。
- 2 法第三十四条の二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 岩石採取場ごとの一日当たりの岩石の採取実績
 - 二 業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
 - 三 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理、脱水ケーキの処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
 - 四 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあつては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置

● (電磁的方法による保存)

- 第九条の三** 前条第二項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十四条の二に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない

● (報告)

- 第十一条** 採石業者は、毎年三月末日までに、岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、次に掲げる事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。
- 一 採石業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 採取場の位置
 - 三 採取する岩石の名称
 - 四 岩石の採取の根拠となる権利の種類
 - 五 製品の品目及び品目別の一年間の生産量
 - 六 公益の保護のためにとつた措置

採石法施行細則

● (この規則の趣旨)

第一条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号。以下「法」という。)の施行に関しては、採石法施行令(昭和四十六年政令第二百七十九号)及び採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号。以下「省令」という。)に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

● (書類の様式)

第二条 法第三十三条の五第二項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

一 省令第八条第二項第一号及び第八条の三第二項第六号の書面 別記様式第二号

二 省令第八条第二項第三号の書面 別記様式第三号

三 省令第八条第二項第四号の事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。)であることを証する書面 別記様式第四号

四 省令第八条の四第二項に規定する法人の業務を行う役員が法第三十二条の四第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面 別記様式第五号

(平一五規則三一・全改、平二一規則四二・一部改正)

● (申請書等の添付書類)

第三条 次の各号に掲げる届出には、法及び省令に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第三十二条の六第二項の規定による届出 法第三十二条の六第一項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けた法人が法第三十二条の登録を受けていない場合には、その法人の登記事項証明書

二 法第三十三条の五第二項の規定による届出 省令第八条の十五第二項各号に掲げる図面又は書面のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの

2 次の各号に定める書面又は図面は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 省令第八条の十五第二項第二号の図面 岩石採取場及びその周辺三百メートルの範囲内の縮尺三千分の一又は五千分の一の図面に次に掲げる事項を明示したもの

イ 堀削区域(岩石採取場の区域のうち、直接岩石を採取するために掘削する区域をいう。以下同じ。)

ロ 廃土等(廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土をいう。以下同じ。)のたい積場

ハ 主要な災害防止施設の設置場所

二 河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物及び農業、林業その他の産業の用に供する施設
ホ その他参考となる事項

二 省令第八条の十五第二項第三号の実測平面図 岩石採取場及びその周辺二十メートルの範囲内の縮尺五百分の一又は千分の一の図面に次に掲げる事項を明示したもの

イ 保全区域(岩石採取場の区域のうち、隣地の崩壊を防止するために設ける形質を変更しない区域をいう。以下同じ。)

ロ 緑化済区域(岩石採取場の区域のうち、植栽等により緑化した区域をいう。以下同じ。)

ハ 堀削区域

ニ 原石、製品、廃土等のたい積場

ホ 岩石の破碎選別施設及びこれに付随する施設

ヘ 沈砂池及び排水施設

ト 火薬庫

チ 河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物及び農業、林業その他の産業の用に供する施設

リ 実測縦断面及び実測横断面の位置

ヌ その他参考となる事項

- 三 省令第八条の十五第二項第四号の実測縦断面図及び実測横断面図 岩石採取場及びその周辺二十メートルの範囲内の前号の実測平面図と同一縮尺の図面(実測縦断面図にあつては岩石採取場の中心線に沿つて測量したものとし、実測横断面図にあつては二十メートルごとに実測縦断面に直角方向に測量したものとする。)に次に掲げる事項を明示したもの
- イ 年次(法第三十三条の認可を受けた日を起算日として、一年ごとの期間とする。)ごとの計画地盤高
 保全区域、緑化済区域及び掘削区域の幅
 ハ その他参考となる事項
- 四 省令第八条の十五第二項第七号の書面 次に掲げる書面及び図面
- イ 土地の登記事項証明書
 法務局備付地図又はこれに類する図面
 ハ 現況地番図(岩石採取場の区域を朱線で示し、当該区域内の土地の地番及び地目並びに当該土地所有者の氏名を明示したもの)
- 二 岩石採取場の土地所有者及び当該土地に関して第三者に対抗することができる権利を有する者との岩石採取に関する契約書若しくは同意書の写し又はこれらの者と岩石採取に関する契約を締結し、若しくは同意を得る見込みが十分であることを申し立てた書面
 ホ その他参考となる書面
- 五 省令第八条の十五第二項第十一号の書面又は図面 次に掲げる書面又は図面
- イ 丈量図(求積図)
 岩石賦存量計算書
 ハ 標準的な採掘方法を示す図面
 ニ 標準的な発破方法を示す図面
 ホ 破碎選別系統図
 ヘ 場内運搬系統図
 ト 廃土等の発生量計算書、廃土等のたい積方法設計書及び廃土等のたい積方法計画図
 チ 土留施設設計書及び土留施設設計図
 リ 排水処理施設設計書及び排水処理施設設計図
 ヌ 汚水処理施設設計書及び汚水処理施設設計図
 ル 採掘終了時の災害防止措置図
 ヲ 岩石採取場の現況写真
 ワ その他参考となる書面又は図面
- (平一五規則三一・全改、平一八規則六一・一部改正)

● (採取計画の軽微な変更)

- 第四条** 省令第八条の十六の二第二項の規定により定める同条第一項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 岩石採取場の区域の縮小及びこれに伴う採取計画の変更(掘削区域の拡張を伴わない場合に限る。)
 - 二 採取をする岩石の数量の減少及びこれに伴う採取計画の変更
 - 三 岩石の採取のための設備その他の施設の設置場所の変更(保全区域及び掘削区域に変更がない場合であつて、かつ、災害防止の方法及び施設に変更がない場合に限る。)
 - 四 その他前三号に類するものであつて、知事が軽微な変更と認めるもの
- (平一五規則三一・追加)

● (業務の状況に関する報告)

- 第五条** 法第四十二条第一項の規定により知事が法第三十三条の認可を受けた採石業者から徴する報告は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法第三十三条の認可に係る岩石の採取の着手に関する報告
 - 二 認可採取計画に定める岩石採取場の区域内において実施した岩石の採取に伴う災害の発生に関する報告
 - 三 認可採取計画の進捗状況及び認可採取計画に定める岩石採取場の区域内における岩石の採取に伴う災害の防止のための措置の実施状況に係る定期点検の結果に関する報告
 - 四 その他知事が必要と認める事項に関する報告
- 2 前項第一号の報告は、同号に規定する岩石の採取に着手した日から七日以内に別記様式第六号による岩石採取着手報告書を知事に提出して行うものとする。
- 3 第一項第二号の報告は、同号に規定する災害が発生した後速やかに別記様式第七号による採石災害報告書を知事に提出して行うものとする。
- 4 第一項第三号の報告の方法及び期限並びに当該報告に係る定期点検の実施の時期及び方法に関する事項については、知事が別に定めるものとする。
- (平二二規則四二・全改)

● (書類の提出部数)

第六条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数及び提出機関は、別表のとおりとする。
(平一五規則三一・追加、平二一規則四二・旧五条縦下・一部改正)

● (採石業者登録証明書の交付)

第七条 知事は、省令第八条の十五第二項第五号の書面の交付を受けようとする採石業者から請求があつた場合において、当該採石業者が現に知事の登録を受けているときは、これに別記様式第八号による採石業者登録証明書を交付する。
2 前項の請求は、別記様式第九号による採石業者登録証明書交付申請書を知事に提出して行うものとする。
(平二二規則四二・全改)

● 別表(第六条関係) (平二二規則四二・全部改正、平二三規則三六・一部改正)

書類の区分	提出部数	提出機関
一 省令第八条の書類 二 省令第八条の三の書類 三 省令第八条の四の書類 四 省令第八条の五の書類	正本一通及び写し一通	土木局技術企画課
一 省令第八条の九の書類 二 省令第八条の十一の書類 三 省令第八条の十三の書類 四 第七条の書類	正本一通	
一 省令第八条の十五の書類 二 省令第八条の十六の書類	正本一通及び岩石採取場が所在する市町の数に四を加えた数の写し	岩石採取場の所在地を管轄する地域事務所(当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)
一 法大三十三条の五第二項の書類 二 省令第八条の十七の書類 三 省令第八条の十八の書類 四 第五条第一項第一号の書類 五 第五条第一項第二号の書類 六 第五条第一項第三号の書類	正本一通及び写し二通	
一 第五条第一項第四号の書類	知事が必要に応じて別に定める通数	

採石業の適正な実施の確保に関する条例

● (目的)

第一条 この条例は、岩石の採取の事業(以下「採石業」という。)の適正な実施を確保するために必要な措置を講じることにより、自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の整備並びに採石業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

● (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 岩石 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号。以下「法」という。)第二条の岩石をいう。
- 二 採石業者 法第三十二条の登録を受けた者をいう。
- 三 採取跡 採石業者が岩石の採取を行う場所において、岩石の採取を行ったことにより、形質が変更された土地をいう。
- 四 採取跡の整備 採取跡における整地、緑化、施設の設置その他の整備をいう。

● (採取跡の整備に係る費用の積立計画の作成)

第三条 採石業者は、採石業の実施に関し、県及び市町が実施する自然環境及び景観の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 採石業者は、採取跡の整備のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 採石業者が行う採取跡の整備は、自然環境及び景観の保全に配慮したものでなければならない
(平一七条例三七・一部改正)

● (採取跡の整備に係る費用の積立計画の作成)

第四条 法第三十三条の認可を受けようとする採石業者は、採取跡の整備に係る費用の積立計画(以下「積立計画」という。)を作成しなければならない。

● (採取跡の整備に係る保証人の設定)

第五条 法第三十三条の認可を受けようとする採石業者は、規則で定めるところにより、採取跡の整備に係る保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、その保証に係る採石業者が破産等により採取跡の整備を行うことができないときに、その採石業者に代わって採取跡の整備を行うものとする。

● (保証人の要件)

第六条 保証人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 第十四条の規定による承認を得た採石業者団体
- 二 法第三十三条の認可を受けた実績を有する採石業者であって、採取跡の整備を確実に行うことができると知事が認めるもの
- 三 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた建設業者であって、採取跡の整備を確実に行うことができると知事が認めるもの

● (認可の申請)

第七条 法第三十三条の認可を受けようとする採石業者は、法第三十三条の三第一項の申請書に、同条第二項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 積立計画
- 二 保証人を立てていることを証する書面

● (認可の基準)

第八条 知事は、法第三十三条の認可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の認可をしてはならない。

- 一 積立計画に定められた積立ての額が、規則で定める基準額に満たないとき。
- 二 積立計画に定められた積立ての方法が、規則で定める基準に適合しないとき。
- 三 保証人が、第六条に規定する要件に該当しないとき。

● (市町長の意見の聴取)

第九条 知事は、法第三十三条の六の規定により関係市町長の意見を聞くときは、法第三十三条の二第一号の区域に係る次に掲げる事項について、意見を聞くものとする。

- 一 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 二 市町が実施する自然環境及び景観の保全に関する施策
- 三 市町の土地利用計画

(平一七条例三七・一部改正)

● (認可の条件)

第十条 知事は、法第三十三条の認可をするときは、法第三十三条の七第一項の規定により、法第三十三条の認可を受ける者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 法第三十三条の認可に係る積立計画(第十二条の規定により積立計画を変更した場合は、その変更後のもの)に従って採取跡の整備に係る費用を積み立てること。
- 二 保証人が第六条に規定する要件に該当しなくなったときは、その保証人に替えて新たな保証人を立てること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める条件

● (認可の期間)

第十一條 法第三十三条の認可の期間は、八年を超えない範囲内で規則で定める期間とする。

● (積立計画の変更)

第十二条 法第三十三条の認可を受けた採石業者は、同条の認可に係る積立計画を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をする場合は、この限りでない。

● (保証人の変更の届出)

第十三条 法第三十三条の認可を受けた採石業者は、保証人が第六条に規定する要件に該当しなくなった場合に、その保証人に替えて新たな保証人を立てたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

● (採石業者団体の承認)

第十四条 知事は、採石業の適正な実施を確保するため、次に掲げる要件を備える者であって、第十六条各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施することができると認めるものを、その申請により、採石業者団体として承認するものとする。

- 一 採石業者を構成員とする法人であること。
- 二 第十八条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

● (承認の申請)

第十五条 前条の規定による承認を得ようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 法人の設立の年月日
- 三 次条各号に掲げる事業の実施計画(第十七条において「事業実施計画」という。)

2 前項の申請書には、法人の設立を証する書面、法人の構成員の名簿その他規則で定める書類を添付しなければならない。

● (採石業者団体の事業)

第十六条 採石業者団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 当該採石業者団体の構成員(以下この条において「団体構成員」という。)の採取跡の整備に係る保証事業
- 二 団体構成員に対する岩石の採取に伴う災害の防止のための指導・助言事業
- 三 団体構成員に対する岩石の採取に係る技術等の研修事業

● (事業実施計画の変更)

第十七条 第十四条の規定による承認を得た採石業者団体(以下「採石業者団体」という。)は、その事業実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をする場合は、この限りでない。

● (承認の取消し)

第十八条 知事は、採石業者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条の規定による承認を取り消すことができる

- 一 不正な手段により第十四条の規定による承認を得たとき。
- 二 前条の規定に違反したとき。

● (報告及び検査)

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採石業者団体からその業務の状況に関する報告を徵し、又はその職員に採石業者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

● (委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

●

第二十一条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

- 2 採石業者団体の代表者又は採石業者団体の代理人、使用人その他の従業者が、その採石業者団体の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その採石業者団体に対し、同項の罰金刑を科する。
- 3 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則

● (趣旨)

第一条 この規則は、採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成十四年広島県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

● (用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

● (積立計画の作成)

第三条 条例第四条の積立計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号。以下「法」という。)第三十三条の認可(以下「認可」という。)を受けようとする期間内に当該認可の申請に係る同条の岩石採取場(以下「岩石採取場」という。)の採取跡の整備に係る費用として積み立てる額
 - 二 前号の期間内の各年度(認可を受けた日を起算日として一年ごとの期間をいい、一年未満の端数があるときは当該端数を一年とする。第七条において同じ。)に積み立てる額
 - 三 積立てに係る金融機関の名称
- 2 条例第四条の積立計画は、別記様式第一号の採取跡の整備に係る費用の積立計画書によって作成するものとする。

● (保証人の数)

第四条 条例第五条第一項の規定により、認可を受けようとする採石業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の保証人を立てなければならない。ただし、認可の申請に係る掘削区域(岩石採取場の区域のうち、直接岩石を採取するために掘削する区域をいう。以下同じ。)の面積が一ヘクタール未満である場合の保証人の数は、一人とする。

- 一 保証人が条例第六条第一号に規定する者である場合 一人
- 二 保証人が条例第六条第二号又は第三号に規定する者である場合 二人

● (保証人の要件)

第五条 条例第六条第二号の知事が認めるものは、次の各号のいずれにも該当する採石業者とする。

- 一 県内に所在する岩石採取場において、継続して二年以上岩石の採取を行った実績を有すること。
 - 二 他の採石業者の保証人となっていないこと。
 - 三 法又は条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
- 2 条例第六条第三号の知事が認めるものは、次の各号のいずれにも該当する建設業者とする。
- 一 県内に営業所を有すること。
 - 二 土木一式工事、建築一式工事、石工事又は造園工事のいずれかの建設工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を継続して五年以上受け、かつ、保証契約を締結した日前五年間に該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。
 - 三 建設業法第三条第一項第二号に係る許可を受けた者でない場合にあっては、他の採石業者の保証人となっていないこと。

● (認可申請書の添付書類)

第六条 条例第七条第二号の書面は、次に掲げるものとする。

- 一 保証契約書の写し
- 二 保証人が条例第六条第二号又は第三号に規定する者である場合にあっては、当該保証人の印鑑証明書並びに当該保証人が同条第二号の採石業者であること及び前条第一項の要件を満たしていること又は条例第六条第三号の建設業者であること及び前条第二項の要件を満たしていることを証する書面

● (積立ての額の基準)

第七条 条例第八条第一号の規則で定める基準額は、次に定めるとおりとする。

- 一 第三条第一項第一号に規定する積立額の基準額は、認可の申請に係る岩石採取場ごとに、別表第一上欄に定める区分に従い、同欄に規定する区域の面積に同表中欄の額及び同表下欄の係数をそれぞれ乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。)の合計額(その額が一千万円を超えるときは、一千万円とする。)とする。
- 二 第三条第一項第二号に規定する積立額の基準額は、前号の規定により算出した額を、認可を受けようとする期間(当該期間に一年未満の端数があるときは、当該端数を一年とする。)の年数で除して得た額(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。以下この号において「最低積立額」という。)とする。ただし、各年度の積立額が、最低積立額に当該各年度までの年数を乗じて得た額から当該各年度の前年度までの積立額の合計額を減じて得た額以上の額である場合は、この限りでない。

● (積立ての方法の基準)

第八条 条例第八条第二号の規則で定める基準は、金融機関への預金又はこれに類するものであって知事が適當と認めるもの(以下この条において「金融機関への預金等」という。)とする。

- 2 認可を受けようとする採石業者が条例第十六条第一号の事業として構成員の採取跡の整備に係る費用の積立てを行っている採石業者団体の構成員であって、当該採石業者が当該積立てのために当該採石業者団体に拠出する場合には、当該採石業者団体への当該拠出は、金融機関への預金等とみなす。この場合において、第三条第一項第三号中「金融機関」とあるのは、「金融機関及び採石業者団体」と読み替えるものとする。

● (認可の期間)

第九条 条例第十一條の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とする。

- 一 認可を受けようとする採石業者が、申請日前二年間に、申請に係る岩石採取場の区域において岩石の採取を行った実績がある場合 認可の日から起算して四年間
 - 二 前号に規定する場合以外の場合 認可の日から起算して二年間
- 2 前項第一号の場合において、当該採石業者が条例第六条第一号に規定する者を保証人に立てているときは同項第一号の期間に一年を加えるものとし、当該採石業者が採取跡の整備及び災害防止のための措置を特に適切に講じていると認められるときは同号の期間に三年以内の期間を加えることができるものとする。

● (積立計画の変更承認申請)

第十条 条例第十二条の規定による積立計画の変更の承認を得ようとする採石業者は、別記様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 積立計画の変更の内容を記載した書類
 - 二 積立計画に従って積み立てていることを証する書類

● (積立計画の軽微な変更)

第十一條 条例第十二条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一項第一号及び第二号に規定する積立額の増額
- 二 積立てに係る金融機関の変更

● (保証人の変更の届出)

第十二條 条例第十三条の規定による届出は、別記様式第三号の保証人変更届出書により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第六条に規定する書面を添付しなければならない。

● (採石業者団体の承認申請)

第十三條 条例第十五条第一項の申請書は、別記様式第四号のとおりとする。

- 2 条例第十五条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人の登記事項証明書

- 二 法人の定款

- 三 承認を得ようとする日の属する事業年度(定款に別段の定めがないときは、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。)の收支予算書

- 四 採石業者団体が条例第十六条第一号の事業として、構成員の採取跡の整備に係る費用の積立て(以下この号において「積立て」という。)を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書類

- イ 採石業者団体が採取跡の整備に係る費用として積み立てる額

- ロ 積立てに参加する構成員の名簿

- ハ 積立てに参加する構成員が事業年度ごとに拠出する額

- 二 積立てに係る金融機関の名称

(平ニ一規則三四・一部改正)

● (事業実施計画の変更承認申請)

第十四条 採石業者団体は、条例第十七条の規定による承認を得ようとするときは、別記様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、事業実施計画の変更の内容を記載した書類を添付しなければならない。

● (報告)

第十五条 採石業者団体は、事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業実績報告書及び収支決算書

- 二 翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

- 三 当該事業年度中の法人の構成員の異動状況報告書

- 四 当該事業年度末現在における法人の構成員の名簿

● (身分証明書)

第十六条 条例第十九条第二項の証票は、別記様式第六号のとおりとする。

● (書類の提出部数等)

第十七条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数及び提出先は、別表第二のとおりとする。

(平二一規則四三・全改)

● (委任)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

● 別表第一(第七条関係)

区分	一平方メートル当たりの額		
	掘削区域	三五二円	係数
風化の著しい岩石を採取する岩石採取場	その他の区域	二四八円	○・一
風化の著しい岩石以外の岩石を採取する岩石採取場	掘削区域	三〇五円	○・一七
	その他の区域	二四八円	○・一

● 別表第二(第十七条関係)(平二一規則四三・全改、平二三規則一八・一部改正)

書類の区分	提出部数	提出先
一 第十条の書類 二 第十二条の書類	正本一通及び写し二通	岩石採取場の所在地を管轄する建設事務所(当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)
一 条例第十五条第一項の書類 二 第十四条第一項の書類 三 第十五条の書類	正本一通及び写し一通	土木局技術企画課

備考 その他の区域とは、岩石採取場の区域のうち、掘削区域、保全区域(隣地の崩壊を防止するために設ける形質を変更しない区域をいう。)及び植栽等により緑化した区域を除く区域をいう。

岩石採取計画の認可期間を定める要領

● (目的)

第一条 この要領は、採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成十四年広島県条例第四号。以下「条例」という。)第十一條に規定する採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号。以下「法」という。)第三十三条の認可(以下「認可」という。)の期間(以下「認可期間」という。)の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

● (用語の意義)

第二条 この要領において使用する用語は、条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 協調採掘 岩石採取場の区域が隣接する2以上の採石業者が採取跡の整備を行うことを目的として、協力して岩石の採取を行うことをいう。
- 二 一体整備 過去に他の採石業者が行った岩石採取に係る採取跡の整備を行うことを目的として、自らが岩石の採取を行う岩石採取場の区域に編入して一体的に整備することをいう。

● (認可の期間)

第三条 認可の期間は、採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則(平成十四年広島県規則第七十三号。以下「条例施行規則」という。)第九条第一項各号に定める期間(同条第二項の規定により知事が認める期間を加える場合は、その加算後の期間)以内であって、採石業者が採取計画に定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、認可を受けようとする採石業者が、条例施行規則第九条第一項第一号に該当する場合であって、かつ、直近の認可期間内に次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、認可の期間は二年(同条第二項の規定により、採石業者が条例第六条第一号に規定する者を保証人に立てているときの一年間の加算期間は含めない。)以内とする。

- 一 法第三十三条の七の規定により付された認可の条件に違反したとき。
- 二 法第三十三条の八に規定する採取計画遵守義務に違反したとき。
- 三 採石業者の責めに帰すべき理由により、申請に係る岩石採取場で災害を発生させたとき。
- 四 採石業者の責めに帰すべき理由により、申請に係る岩石採取場について法第三十三条の九の規定による採取計画の変更命令又は法第三十三条の十三第一項の規定による緊急措置命令を受けたとき。
- 五 法第三十三条の十二の規定による認可の取消し又は岩石の採取の停止命令を受けたとき。

● (事前協議)

第四条 条例施行規則第九条第二項の規定により、採取跡の整備及び災害防止のための措置を特に適切に講じていると認められるものとして認可期間の加算を受けようとする採石業者は、認可を受けようとする日の六か月前までに別記様式第一号による採取計画認可申請に係る事前協議書を知事(掘削面積が一万平方メートル未満の岩石採取場に係るものについては、当該岩石採取場の所在地を管轄する地域事務所の長とする。以下同じ。)に提出するものとする。

2 前項の事前協議書には、次の書類を添付するものとする。

- 一 岩石採取場の現況写真
- 二 計画平面図及び計画縦横断図(協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合及び一体整備により採取跡の整備を行おうとする場合に限る。)
- 三 採取跡の整備完了措置図(協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合及び一体整備により採取跡の整備を行おうとする場合に限る。)
- 四 協調採掘に関する協定書又は協調採掘に関する協定書を締結することが確実であることを示す書面(協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合に限る。)
- 五 その他参考となる資料

● (現地調査)

- 第五条** 知事は、前条第一項の事前協議書を受け付けたときは、事前協議に係る岩石採取場の現地調査を実施し、次の各号に掲げる事項について評価を行うものとする。
- 一 岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況
 - 二 協調採掘により岩石の採取を行う場合には、その状況
 - 三 一体整備により採取跡の整備を行う場合には、その状況
- 2 知事は、前項の現地調査を実施し評価を行ったときは、別記様式第二号の事前協議に係る現地調査報告書にその結果をとりまとめるものとする。

● (評価基準)

- 第六条** 前条第一項各号の評価は、それぞれ別表第一から別表第三までの評価基準に照らして行うものとする。

● (加算の基準)

第七条 事前協議に係る岩石採取場の評価に基づく認可期間の加算は次の各号に掲げる期間を合計した期間(当該期間が三年を超える場合は、三年間)とする。

- 一 岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況が適切と認められる場合
次表に掲げる期間

平均評価点	加算期間	備考
4.5(4.75)以上	2年間	平均評価点欄の()内は風化岩石採取場の場合とする。
3.75(4.0)以上4.5(4.75)以上	1年間	

- 二 協調採掘の状況が適正と認められる場合 一年間
- 三 一体整備の状況が適正と認められる場合 一年間

● (結果通知)

第八条 知事は、事前協議に基づく評価の結果を、認可期間の加算が認められる場合は別記様式第三号により、認可期間の加算が認められない場合は別記様式第四号により事前協議書を提出した採石業者に通知するものとする。

● (改善を要する事項の処理)

第九条 知事は、現地調査を実施した岩石採取場について改善を要する事項があるときは、前条の規定による通知に併せて改善を指示するものとし、採石業者からその結果を報告させるものとする。

● (委任)

第十条 この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

広島県岩石採取場定期点検実施要領

● (趣旨)

第一条 この要領は、広島県採石法施行細則(昭和四十六年規則第八十二号。以下「施行細則」という。)第五条第四項の規定に基づき、定期点検に関する報告の方法、期限その他の事項について定めるものとする。

● (定義)

第二条 この要領で使用する用語は、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるものとする。

● (報告の方法及び内容)

第三条 施行細則第五条第一項第三号の報告の内容は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める様式による報告書を知事(但し、法第四十二条第一項の規定による報告の徴収に関する知事の権限の委任を受けた建設事務所長がある場合は、当該建設事務所長。)に提出して行うものとする。

- 一 認可採取計画の進捗状況に関する点検の結果 別記様式第一号
- 二 岩石採取場の区域内における岩石の採取に伴う災害防止措置の実施状況に関する点検の結果 別記様式第二号

● (報告の期限)

第四条 前条の報告は、定期点検を実施した日から二週間以内に行うものとする。

● (定期点検の実施時期)

第五条 第三条の報告書を作成するために実施する定期点検は、次の各号に定める日において実施するものとする。

- 一 每年認可の日に応当する日(当該応当する日がない場合は、その翌日。)の前一箇月に当たる日及び当該日の前後三日のうち、点検を実施する採石業者が任意に定める日
- 二 認可採取計画における採取期間の満了日の前一箇月に当たる日及び当該日の前後三日のうち、採石業者が任意に定める日

● (定期点検の実施方法)

第六条 第三条各号に掲げる報告に係る点検は、採石業者(法人にあっては、その業務を行う役員又は使用人)が現地において目視等の方法により行うものとする。

- 2 第三条各号に掲げる報告に係る岩石採取場における岩石の採取を監督する業務管理者は、前項の点検及び第三条各号に掲げる報告書の作成に関する事務を自ら行う場合を除き、岩石の採取に伴う災害防止の観点から、当該事務に従事する者を監督するものとする。

9 認可申請様式集

- (1) 岩石採取計画認可申請書
- (2) 岩石採取場監督計画書
- (3) 誓約書
- (4) 添付書類一覧表
- (5) 使用土地目録
- (6) 採取跡の整備に係る費用の積立計画書
- (7) 採取計画認可申請に係る事前協議書
- (8) 採取計画の変更認可申請書
- (9) 採取計画変更届
- (10) 氏名等変更届書
- (11) 積立計画変更承認申請書
- (12) 保証人変更届出書
- (13) 岩石採取休止・廃止届書
- (14) 採取跡の整備に係る費用の積立報告書
- (15) 岩石採取着手報告書
- (16) 岩石災害報告書
- (17) 採取計画の進捗状況に関する点検結果報告書
- (18) 岩石採取場の災害防止措置に関する点検結果報告書

(1) 岩石採取計画認可申請書様式

* 整理番号	
* 審査結果	
* 受理年月日	年 月 日
* 登録番号	広島第 号

採 取 計 画 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

様

郵便番号 _____
 住 所
 申請人
 氏 名 印
 登録年月日 年 月 日
 登録番号 広島第 号
 電話番号 _____

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 岩石採取場の区域	郡 市	区	町	大字	字	番地 ほか 筆
岩石採取場の面積	m ²	(内訳)	保全区域 緑化済区域 掘削区域 プラントその他の区域	m ²	m ²	m ²
2 採取をする岩石の種類及び数量						
岩石の種類					合 計	
掘削総量	m ³		m ³	m ³	m ³	
採取総量	トン		トン	トン	トン	
年間採取量	トン		トン	トン	トン	
月間最大採取量	トン		トン	トン	トン	

3 採取の期間	から まで		
4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項			
(1) 採掘方法			
(2) 採掘手段	(別紙採掘機械一覧表のとおり)		
(3) 火薬類			
火薬の種類			
年間使用予定量	kg	kg	kg
発破規格			
小割機	名称		
	能力		
	台数		
(4) 破碎選別	(別紙破碎・選別機械一覧表及び系統図のとおり)		
水洗 水源 取水量 (m^3 /日) 使用水量 (m^3 /日) 循環・排出の別			

(5) 場内運搬	(別紙運搬機械一覧表及び系統図のとおり)
5 廃土又は廃石のたい積の方法	
廃土等発生量	m ³ (別紙廃土等発生量計算書のとおり)
たい積場所	
たい積場の容積	m ³
たい積の方法	(別紙設計・計画図のとおり)
たい積高及び法面勾配	(別紙設計・計画図のとおり)
その他	
6 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	
(1) 周辺の土地の利用状況及び公共施設等の状況	
(2) 土地の崩壊などの防止措置	
(3) 騒音・振動の防止措置	

(4) 粉じんの防止措置

(5) 飛石の防止措置

(6) 廃土等 (廃土, 廃石, 脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土) の流出防止措置

立地条件

地盤の整備

土留施設

排水施設

廃土等搬出計画

その他

(7) 汚濁水等の流出防止措置

場内水を排出する場合の措置

雨水などの場内貫流による汚濁防止の措置

(8) 原石・製品及び廃土等の搬出に伴う措置

原石・製品の搬出方法及び経路

廃土等の搬出方法及び経路

搬出に伴う災害の防止措置

(9) 採取期間終了時の措置

掘削面の緑化等の措置

廃土等のたい積場における緑化等の措置

その他の区域の緑化又は採掘終了時等の措置

7 岩石の賦存の状況

地形・地質

岩石の走向・傾斜

岩石の賦存量

8 採取をする岩石の用途

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 ※印の項は記載しないこと。
- 3 氏名欄は、法人にあっては名称およびその代表者氏名を記載すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。
- 5 岩石採取場の面積欄のうち、緑化済区域は、植栽等により緑化を行った区域の面積を計上すること。

(2) 岩石採取場監督計画書様式

岩石採取場監督計画書

1 この採取場を管理する事務所

名 称

所 在 地

電話番号

2 この採取場の主たる業務管理者

住 所

氏 名

生年月日

合格・認定年月日・番号

3 業務管理者の現場監督計画

作業時間 午前 時ごろから午後 時まで

監督上の留意事項

(3) 誓約書様式

誓 約 書

使用土地目録その他の添付書類に記載の内容は、真実と相違ありません。

土地に関する権利者又は附近住民等から、岩石の採取について苦情申し立て等があった場合には、責任をもって処理し、土地に関する権利者又は附近住民等に迷惑をかけたり、若しくは権利を侵害することは、絶対に行いません。

また、使用土地目録その他の添付書類に記載の内容が真実でない場合には、広島県から採石法(昭和25年法律第291号)に基づく処分を受けても一切異議を申し立てません。

以上誓約いたします。

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

印

(4) 添付書類一覧表様式

番号	種類	有無
1	岩石採取場監督計画書	
2	採石業者の登録を受けていることを示す書面	
3	誓約書	
4	使用土地目録	
5	土地の登記事項証明書	
6	公園の写し	
7	現況地図	
8	岩石採取の権原を有することを証する書面	
9	他の行政庁の許認可を示す書面	
10	位置図	
11	岩石採取場及びその周辺状況図	
12	丈量図	
13	岩石賦存量計算書	
14	実測平面図	
15	実測縦断面図	
16	実測横断面図	
17	採掘規格図	
18	採掘機械一覧表	
19	発破規格図	

注 添付書類に番号を付するとときは、この番号によること。

番号	種類	有無	20 破碎・選別機械一覧表
21	破碎選別系統図		
22	運搬機械一覧表		
23	場内運搬系統図		
24	廃土等発生量計算書		
25	廃土等たい積方法計画図		
26	廃土等たい積方法設計書		
27	土留施設設計書		
28	土留施設設計画図		
29	排水処理施設設計書		
30	排水処理系統図		
31	集水区域図		
32	汚水処理施設設計書		
33	汚水処理系統図		
34	搬出経路図		
35	採掘終了措置図		
36	採取跡の整備に係る費用の積立計画書		
37	跡地整備等保証契約書及びその添付書類		
38	地質図		
39	岩石採取場の写真		
40	協定書の写し		
41	同意書の写し		
42	境界確認書		

(5) 使用土地目錄樣式

錄 目 地 用 使

(6) 採取跡の整備に係る費用の積立計画書様式

採取跡の整備に係る費用の積立計画書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

採石業の適正な実施の確保に関する条例第4条の規定による採取跡の整備に係る費用の積立計画は、次のとおりです。

認可を受けようとする期間内に積み立てる額	円() 円()	
各年度に積み立てる額	1年目	円() 円()
	2年目	円() 円()
	3年目	円() 円()
	4年目	円() 円()
	5年目	円() 円()
	6年目	円() 円()
	7年目	円() 円()
	8年目	円() 円()
積立てに係る金融機関の名称	()	

- 注 1 採石業者団体に拠出する額がある場合は、認可を受けようとする期間内に積み立てる額および各年度に積み立てる額の欄の()内に内数でその額を、積立てに係る金融機関の名称の欄の()内にその採石業者団体の名称をそれぞれ記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(7) 採取計画認可申請に係る事前協議書様式

採取計画認可申請に係る事前協議書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第9条第2項の規定による認可期間の加算を受けたいので、次のとおり協議します。

1 岩石採取場の所在地

2 認可年月日及び認可番号

3 岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る自己評価（必ず記入すること。）

番号	評価項目	自己評価			備考
		良好	基準	要改善	
1	表土の除去				
2	保全区域の確保				
3	登坂道路の確保				
4	採掘方法	ア 採掘中のベンチの高さ			
		イ 採掘中のベンチの幅			
		ウ 採掘中の掘削面の傾斜角			
		エ 転落石防止措置			
		(ア～エのうち、最も低い評価)			
5	沈砂池（沈澱池）の状況	ア 沈砂池（沈澱池）の設置			
		イ 沈砂池（沈澱池）の防護柵			
		(ア、イのいずれか低い評価)			

番号	評価項目	自己評価			備考
		良好	基準	要改善	
6	沈砂池（沈澱池）のしゅんせつ				
7	排水処理	ア 集水路・排水路の整備			
		イ 流末水路の状況			
		(ア, イのいずれか低い評価)			
8	破碎・選別・洗浄施設等の管理状況				
9	廃土石堆積場の設置及び管理状況				
10	粉じん防止措置				
11	騒音防止措置				
12	飛石防止措置				
13	搬出路	ア 場内搬出路の状況			
		イ 場外搬出路の状況			
		(ア, イのいずれか低い評価)			
14	採取跡に対する措置				
15	採取跡等の緑化措置				
16	標識の設置				
17	帳簿の記載及び備付け				
評価対象項目数（番号1～17 a）					平均評価点 (d/a)
各評価ごとの該当項目数 (b)					小数点第3位以下切捨て
評価点数 (c)			5	3	1
評価点小計 (b × c)					
評価点合計 (b × c の合計 d)			点		点
業態 (該当する方に○)		風化岩石		風化岩石以外	
岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に 係る加算希望年数 (A)				年	

4 協調採掘に係る自己評価（協調採掘を行う場合のみ記入すること。）

番号	評価項目	自己評価	備考
1	協調採掘に係る協定書を締結しているか又は認可申請日までに締結することが確実か		評価欄には、適正と認める場合に○を記入すること。
2	協定書には協調採掘による採取跡の整備の完了時期及び年次計画が定められているか		
3	協定書に定める年次計画は現認可掘削量等からみて妥当か		
4	協定書の当事者が年次計画どおり採掘しているか又は採掘することが確実か		
5	岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上か		
協調採掘に係る加算希望年数（B） (すべての評価項目が○の場合にのみ1年とすること。)			年

5 一体整備に係る自己評価（一体整備を行う場合のみ記入すること。）

番号	評価項目	自己評価	備考
1	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡と一体整備を行うのか		評価欄には、適正と認める場合に○を記入すること。
2	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡をすべて岩石採取場の区域に編入しているか		
3	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を次回採取計画において掘削区域等に編入し、整備又は緑化を行う計画となっているか		
4	過去に一体整備について認可期間の加算を受けたことがないか		
5	岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上か		
一体整備に係る加算希望年数（C） (すべての評価項目が○の場合にのみ1年とすること。)			年

6 認可期間への加算希望年数

(A) + (B) + (C) の合計年数 (合計年数が3年を超える場合は3年とすること。)	年
---	---

評価実施年月日	作成担当者氏名	立会者職氏名
年　月　日	印	印

(8) 採取計画の変更認可申請書様式

採取計画の変更認可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号
電話番号 郵便番号

採石法第33条の5第1項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更の内容

2 変更の理由

(9) 採取計画変更届様式

採 取 計 画 変 更 届

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第33条の5第2項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更について届け出ます。

1 採取計画の認可を受けた年月日及び番号

2 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更の内容

3 変更の理由

(10) 氏名等変更届書様式

氏名等変更届書

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

採石法第33条の5第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

届出事項	従前の内容	変更後の内容
採取計画認可申請者の氏名又は名称		
住 所		
法人にあってはその代表者の氏名		
登録年月日及び登録番号	登録年月日 年 月 日 登録番号 第 号	登録年月日 年 月 日 登録番号 第 号

2 変更の理由

(11) 積立計画変更承認申請書様式

積立計画変更承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石業の適正な実施の確保に関する条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 認可を受けた採取計画の概要

認可年月日	平成 年 月 日
岩石採取場の場所	

2 積立計画を変更する理由

(12) 保証人変更届出書様式

保証人変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石業の適正な実施の確保に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認可を受けた採取計画の概要

認可年月日	平成 年 月 日
岩石採取場の場所	

2 変更した保証人の氏名等

従前の保証人	住所	
	氏名	
新たな保証人	住所	
	氏名	

3 新たな保証人を立てた年月日

平成 年 月 日

(13) 岩石採取休止・廃止届書様式

岩石採取休止・廃止届書

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

採石法第33条の10の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可（変更認可を含む。）を受けた年月日及び認可番号

認可年月日	年 月 日
認可番号	指令 第 号
岩石採取場所在地	

2 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日

（休止の場合にあっては、再開予定年月日）

3 当該岩石採取場の状況

（備考） 1 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。

2 「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

(14) 採取跡の整備に係る費用の積立報告書様式

採取跡の整備に係る費用の積立報告書

平成 年 月 日

様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付け指令 第 号の認可条件に基づき、次のとおり報告します。

(15) 岩石採取着手報告書様式

岩 石 採 取 着 手 報 告 書

平成 年 月 日

様

住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり岩石採取の着手しましたので、報告します。

認可年月日及び指令番号	平成 年 月 日 指令第 号
岩石採取場の所在地	
着手年月日	平成 年 月 日

(16) 岩石災害報告書様式

岩 石 災 害 報 告 書

平成 年 月 日

様

住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

1 発生日時 平成 年 月 日 (曜日)
時 分頃

2 発生場所 事業所名
所在地
災害発生箇所
(図面、写真を添付すること。)

3 被害の状況 人的
物的
第三者

4 灾害の概要

5 原因

(17) 採取計画の進捗状況に関する点検結果報告書様式

採取計画の進捗状況に関する点検結果報告書

平成____年____月____日

_____建設事務所長 様

住所_____

氏名_____印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成____年____月____日付け指令____第____号で認可を受けた岩石採取計画の進捗状況について、次のとおり報告します。

1 岩石採取の状況

採取場所在地						
認可期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
認可採取量	1年目	t	2年目	t	3年目	t
	4年目	t	5年目	t	6年目	t
	7年目	t	8年目	t		
採取量 (平成 年 月～平成 年 月)						
年 月	t	年 月	t	年 月	t	
年 月	t	年 月	t	年 月	t	
年 月	t	年 月	t	年 月	t	
年 月	t	年 月	t	年 月	t	
合計						t

2 切羽の状況 <階段掘削、その他 ()>

区分	計画	現況	今後1年間の実施計画
ベンチ段数	～	～	～
ベンチ幅 (m)	～	～	～
ベンチ高 (m)	～	～	～
切羽の勾配 (度)	～	～	～
表土の先行除去 (m)	～	～	～

3 沈砂池の状況 有・無

(1) (沈砂池の名称) (構造:)

区分	計画	現況	今後1年間の実施計画	
規模	面積 深さ	m ² m	面積 深さ	m ² m
堆積物の揚泥回数及び処理方法				

(2) (沈砂池の名称) (構造:)

区分	計画	現況	今後1年間の実施計画	
規模	面積 深さ	m ² m	面積 深さ	m ² m
堆積物の揚泥回数及び処理方法				

4 表土・廃土石堆積場の状況 有・無

(1) (堆積場の名称) (堆積方法:)

区分	計画	現況	今後1年間の実施計画	
規模	面積 深さ	m ² m	面積 深さ	m ² m
表土・廃土石の流出防止対策				

(2) (堆積場の名称) (堆積方法:)

区分	計画	現況	今後1年間の実施計画	
規模	面積 深さ	m ² m	面積 深さ	m ² m
表土・廃土石の流出防止対策				

5 その他

点検日	作成担当者氏名	業務管理者氏名
年月日	印	印

(備考)

- 1 「1 岩石採取の状況」の採取量は、直近の認可を受けた日から点検日までのうち、直前1年間について月ごとの採取量を記載すること。
- 2 「2 切羽の状況」以下の「計画」欄には、直近の認可を受けた採取計画による1年目、2年目、3年目毎の計画数値を記載すること。
- 3 「2 切羽の状況」以下の「今後1年間の実施計画」欄には、点検日以降1年間の作業計画を記載すること。
- 4 「3 沈砂池の状況」については、沈砂池毎に記載すること。なお、記載欄が不足するときは適宜別葉とすること。
- 5 「4 表土・廃土石堆積場の状況」については、堆積場ごとに記載すること。なお、記載欄が不足するときは適宜別葉とすること。
- 6 「5 その他」の項には、岩石採取に関する留意事項について記載すること。
- 7 「作成担当者氏名」欄及び「業務管理者氏名」欄には、それぞれ該当する者の氏名について、署名又は記名押印すること。
- 8 関係箇所の現況写真を添付すること。

(18) 岩石採取場の災害防止措置に関する点検結果報告書様式

岩石採取場の災害防止措置に関する点検結果報告書

平成____年____月____日

建設事務所長 様

住所_____

氏名_____印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成____年____月____日付け指令_____第_____号で認可を受けた岩石採取計画に
係る岩石採取場（所在地：_____）
における災害防止措置の実施状況について点検を実施したので、その結果を次のとおり
報告します。

番号	評価項目	自己評価			備考
		良好	疑 惑 的	善要改	
1	表土の除去				
2	保全区域の確保				
3	登坂道路の確保				
4	採掘方法	ア 採掘中のベンチの高さ			
		イ 採掘中のベンチの幅			
		ウ 採掘中の掘削面の傾斜角			
		エ 転落石防止措置			
		(ア～エのうち、最も低い評価)			
5	沈砂池(沈澱池)の状況	ア 沈砂池(沈澱池)の設置			
		イ 沈砂池(沈澱池)の防護柵			
		(ア、イのいずれか低い評価)			

番号	評価項目	自己評価			備考
		良好	疑問	要改善	
6	沈砂池（沈澱池）のしゅんせつ				
7	排水処理	ア 集水路・排水路の整備			
		イ 流末水路の状況			
	(ア, イのいずれか低い評価)				
8	破碎・選別・洗浄施設等の管理状況				
9	廃土石堆積場の設置及び管理状況				
10	粉じん防止措置				
11	騒音防止措置				
12	飛石防止措置				
13	搬出路	ア 場内搬出路の状況			
		イ 場外搬出路の状況			
	(ア, イのいずれか低い評価)				
14	採取跡に対する措置				
15	採取跡等の緑化措置				
16	標識の設置				
17	帳簿の記載及び備付け				
評価対象項目数（番号1～17 a）			平均評価点 (d/a) 小数点第3位以下切捨て		
各評価ごとの該当項目数 (b)					
評価点数 (c)			5	3	1
評価点小計 (b × c)					
評価点合計 (b × c の合計 d)			点		点
業態 (該当する方に○)		風化岩石		風化岩石以外	

点検日	作成担当者氏名	業務管理者氏名
年月日	印	印

(備考)

- 1 表中の各項目ごとに該当すると思われる欄に○を記入し、該当する項目がない場合は、当該項目に斜線を記入すること。
- 2 表中「自己評価」については、直近の認可を受けた日から点検日までの実施状況について、別表1「岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準」により判断すること。
- 3 「作成担当者氏名」欄及び「業務管理者氏名」欄には、それぞれ該当する者の氏名について、署名又は記名押印すること。

別表第1

岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準

評価項目	評価	評価基準
表土の除去	良好	採掘に先がけ採掘箇所頂端から10m以上除去し、かつ、表土除去後の法面勾配が40度以下となっており、表土の崩壊、流出等のおそれがない場合
	おおむね良好	計画どおりでない箇所が若干あるが、保護工、土留工を施工しており、表土の崩壊、流出等のおそれはない場合又は表土除去必要箇所が存在しない場合
	要改善	ほとんど表土の除去を行っていない場合又は表土の崩壊、流出等がある場合
保全区域の確保	良好	認可を受けた採取計画のとおり確保していることが杭等の設置により確認でき、隣地の崩壊のおそれがない場合
	おおむね良好	計画どおりではないが、5m以上確保されており、隣地の崩壊のおそれがない場合
	要改善	5m以上確保していない若しくは保全区域が全く残っていない箇所がある場合又は境界を越えて剥土若しくは掘削している場合
登坂道路の確保	良好	計画のとおり採掘頂部まで設置している場合
	おおむね良好	計画のとおりではないが、採掘頂部まで設置している場合
	要改善	登坂道路が採掘頂部まで達していない場合又は登坂道路が設置されていない場合
(ア) 採掘中のベンチの高さ	良好	ベンチの高さがすべて次の基準の範囲内で、かつ、崩壊のおそれがない場合 1 碎石用原石（捨石を含む。）の場合 15m以下 2 石材用原石（捨石を除く。）の場合 20m以下 3 風化岩石の場合 5m以下
	おおむね良好	ベンチの高さが基準を若干超えている箇所があるが、崩壊のおそれはない場合（基準を超える高さは5m（風化岩石の場合は2m）を限度とする）
	要改善	ベンチの高さが基準を超えた箇所があり、崩壊のおそれがある場合若しくは崩壊した事実がある場合又はベンチがまったくない場合
(イ) 採掘中のベンチの幅	良好	採掘中の各ベンチの幅を次の基準のとおり保持している場合 1 碎石用原石の場合 起碎岩石の広がり幅（通常せん孔の直高と同じ値）に使用重機の回転半径の2倍以上（オープンショット方式による場合5m以上）の値を加えた値 2 石材用原石の場合 使用重機の回転半径の2倍以上の値 3 風化岩石の場合 起碎岩石の広がり幅に使用重機の回転半径の2倍の値を加えた値以上の値
	おおむね良好	基準以下の幅の箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊のおそれがない場合
	要改善	基準以下の幅の箇所があるためベンチの崩壊や作業機械の転落等が発生した事実がある場合又は基準どおりベンチの幅を確保できなかったため、計画の遵守が困難となっている場合

(ウ 採掘中の掘削面の傾斜角)	良好	採掘中の掘削面の傾斜角が次の基準の範囲内である場合 1 碎石用原石の場合 75 度以下 2 石材用原石の場合 90 度以下 3 風化岩石の場合 45 度以下
	おおむね良好	傾斜角が基準を超えており、掘削面があるが、基準以下への整地が可能又は安定している場合
	要改善	傾斜角が基準を超え、掘削面が崩壊又は崩壊するおそれがある場合
(エ 転落石防止措置)	良好	転落石防止施設（土留工、保護工及び立入禁止措置等を含む。）を施しており、岩石採取場の内外ともに転落石のおそれがない場合
	おおむね良好	立入禁止措置及び危険表示等は施してあり、万一転落石が発生しても河川、道路等の公共施設や民家への影響はない場合
	要改善	転落石防止施設等が設置されておらず、河川道路等の公共施設や民家への転落石のおそれがある場合
沈砂池（沈澱池） (ア 沈砂池（沈澱池）の設置)	良好	採掘状況にあわせ、場内水を処理できる沈砂（澱）池等（仮設沈砂池及びシックナー等の汚濁水処理施設を含む。以下同じ。）を設置し、降雨時に汚濁水を場外に排出しない構造となっている場合
	おおむね良好	採取状況にあわせ、沈砂（澱）池を設置しているものの、処理能力が不足している沈砂（澱）池がある場合
	要改善	場内水を処理できるだけの沈砂（澱）池等がない（不足している）又は処理能力が認められない場合
(イ 沈砂池（沈澱池）の防護柵)	良好	防護柵等が設置しており、危険表示も十分である場合
	おおむね良好	防護柵等が設置してあるが、構造上改善する必要がある場合
	要改善	形式的には設置しているが効果が認められない、部分的にしか設置していない又は全く設置していない場合
沈砂池（沈澱池）のしゅんせつ	良好	すべての沈砂（澱）池が適正にしゅんせつ・管理されている場合 〔定期的なしゅんせつ： 月に1回〕 ※申請書中、沈砂池を定期的にしゅんせつすることを定めている場合があることに注意すること。
	おおむね良好	ほとんどの沈砂（澱）池が適正にしゅんせつ・管理されており、しゅんせつが十分でない沈砂（澱）池も、貯砂容量には余裕がある場合
	要改善	沈砂（澱）池が適正にしゅんせつ・管理されておらず、貯砂容量に余裕がない場合
排水処理 (ア 集水路・排水路の整備)	良好	採掘状況にあわせ、計画集水区域内の水が集水できるよう水路を設置し、しゅんせつ・管理（洗掘防止措置を含む。）をしている場合
	おおむね良好	採掘状況にあわせ、集水区域の水はおおむね集水できるよう施設を設置しているが、しゅんせつ・管理が不十分である場合
	要改善	水路の設置若しくはしゅんせつ・管理が適正でないため、自然流下で沈砂（澱）池へ集まっている又は直接場外へ流出している場合

(イ 流末水路の状況)	良 好	流末水路（放流先付近の河川を含む。）に破損等がない場合
	おおむ ね良好	流末水路に軽度の破損等があるが水路の機能上は問題ない場合
	要改善	流末水路が破損しており、水路の機能を喪失している場合
破碎・選別・洗浄施設等（破碎・選別・洗浄等を行わない場合は除く。）の管理状況	良 好	破碎・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置し、適正に管理している場合
	おおむ ね良好	破碎・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置しているが、管理が不十分である場合
	要改善	破碎・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置していない又は管理が適切と認められない場合
廃土石堆積場（場外一時堆積も含む。）の設置及び管理状況	良 好	計画の場所に堆積し次の基準のとおり適正に管理されている場合 1 1回の積上げ高さは1m以下とし、これが4／5以下となるよう十分に締め固めを行っている。 2 堆積場の法面勾配は30度以下となっている。 3 法尻に土留施設を設けている。 4 排水路を設けている。
	おおむ ね良好	計画の場所に堆積しているが、基準以外の方法で堆積している場合
	要改善	計画の場所に堆積していない場合又は基準以外の方法で堆積したため、崩壊した事実がある場合
粉じん防止措置	良 好	計画のとおり適正に粉じん防止措置を講じている場合
	おおむ ね良好	計画の履行が十分でなく、粉じんの発生が若干認められるものの、岩石採取場外への影響はない場合
	要改善	適正に粉じん防止措置を講じていないため、岩石採取場外に粉塵の被害が及んでいる場合
騒音防止措置	良 好	計画のとおり適正な騒音防止措置を講じている場合
	おおむ ね良好	計画の履行が十分でなく、騒音の発生が認められるものの、岩石採取場外への影響はない場合
	要改善	適正な騒音防止措置を講じていないため、岩石採取場外に騒音の被害が及んでいる場合
飛石防止措置（火薬類を使用する岩石採取場に限る。）	良 好	計画のとおり適正に飛石防止措置を講じている場合
	おおむ ね良好	計画のとおりではないが、事故又は災害防止の措置は講じており、事故又は災害の発生のおそれはない場合
	要改善	適正に飛石防止措置を講じていないため、事故又は災害が発生するおそれがある場合

搬出路 (ア 場内搬出路の状況)	良好	計画どおり設置し、維持管理を適正に行っている場合
	おおむね良好	おおむね計画どおり設置しているが、維持管理が不十分である場合
	要改善	計画どおり設置していない場合
(イ 場外搬出路の状況 (船舶による搬出の場合、桟橋周辺海域の状況))	良好	場外運搬車輛（船舶を含む。）による汚損、破損等がない場合
	おおむね良好	汚損、破損等があるが、清掃、補修等を実施しているため、道路（港湾等）管理上支障はなく、苦情等も発生していない場合
	要改善	汚損、破損があり、道路（港湾等）管理上支障がある場合
採取跡（既認可期間中に終掘となったもの）に対する措置	良好	全て計画のとおり、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している場合
	おおむね良好	一部計画どおりでない箇所があるが、大部分は計画のとおり階段高、階段幅及び平均勾配を保持している場合
	要改善	計画どおりに採取しなかったため、崩壊等が発生するおそれがある場合。またはオーバーハングになっている箇所がある場合
採取跡等の緑化措置	良好	計画のとおり終掘箇所（堆積、埋戻し終了箇所を含む。以下この号について同じ。）はすべて緑化施工しており、活着が十分である場合
	おおむね良好	計画のとおり終掘箇所はすべて緑化施工しているが、活着が不十分である場合又は一部緑化施工していない箇所があるが、施工箇所の活着は十分である場合
	要改善	終掘箇所を部分的に緑化施工しているが活着が不十分である場合、または全く緑化施工していない場合
標識の措置	良好	法第33条の15の規定による標識を岩石採取場入口付近等の第三者が確認可能な場所に設置し、認可を受けた内容を正確に記載している場合
	おおむね良好	標識を第三者が確認可能な場所に設置しているが、認可を受けた内容を正確に記載していない又は標識の様式が所定の様式と異なる場合
	要改善	標識を第三者が確認可能な場所に設置していない場合又は標識を全く設置していない場合
帳簿の記載及び備付	良好	法第34条の2の規定による帳簿（以下この号において「帳簿」という。）を備え付け、毎日適切に記載し、過去2年分の帳簿を保管している場合
	おおむね良好	帳簿を備え付けているが、記載の内容に適切でないものがある場合
	要改善	帳簿を備え付けていない場合

岩石採取計画認可申請の手引

平成16年4月

(平成18年7月 一部改訂)

(平成19年12月 一部改訂)

(平成21年7月 一部改訂)

(平成23年4月 一部改訂)

(平成24年4月 一部改訂)

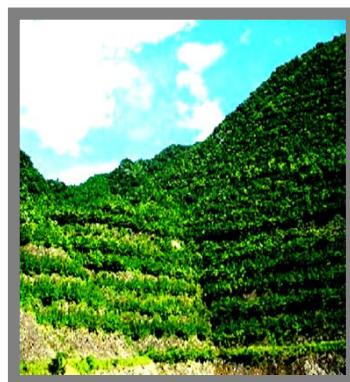
(平成26年11月 一部改訂)

(平成27年4月 一部改訂)

編集・発行 広島県土木局技術企画課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-3853



2015